
令和元年 第4回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和元年9月25日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和元年9月25日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第46号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第47号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第48号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第49号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第50号 平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第51号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第52号 平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第55号 平成30年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第56号 平成30年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第57号 平成30年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第58号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第60号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第18 議案第61号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第62号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第63号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第64号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第23 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

（追加議案）

- 日程第24 議案第66号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 発議案第11号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第26 発議案第12号 2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書
- 日程第27 発議案第13号 日韓関係の正常化を求める意見書
- 日程第28 発議案第14号 安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を求める意見書
- 日程第29 議員派遣
- 日程第30 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第46号 平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第47号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第48号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第49号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第50号 平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第51号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第52号 平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第55号 平成30年度南部町水道事業会計決算の認定について

- 日程第13 議案第56号 平成30年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第57号 平成30年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第58号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第60号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第18 議案第61号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第62号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第63号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第64号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第23 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

（追加議案）

- 日程第24 議案第66号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 発議案第11号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第26 発議案第12号 2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書
- 日程第27 発議案第13号 日韓関係の正常化を求める意見書
- 日程第28 発議案第14号 安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を求める意見書
- 日程第29 議員派遣
- 日程第30 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君

13番 眞壁容子君

14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤原 宰君 書記 橋田 和美君
書記 石谷 麻衣子君
書記 赤井 沙樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶山 清孝君 副町長 松田 繁君
教育長 福田 範史君 病院事業管理者 林原 敏夫君
総務課長 大塚 壮君 総務課課長補佐 加納 諭史君
企画政策課長 田村 誠君 企画監 本池 彰君
防災監 田中 光弘君 税務課長 伊藤 真君
町民生活課長 岩田 典弘君 子育て支援課長 吾郷 あきこ君
教育次長 安達 嘉也君 人権・社会教育課長 角田 有希子君
病院事務部長 中前 三紀夫君 健康福祉課長 糸田 由起君
福祉事務所長 岡田 光政君 建設課長 田子 勝利君
産業課長 芝田 卓巳君 監査委員 仲田 和男君

午前9時00分開議

○議長（秦伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、景山浩君、10番、細田元教君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第46号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第46号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第46号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛成、反対、それぞれ御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、非正規職員が非常に多いということ。突発的な状況は仕方がないが、最初から足りないのが明らかであるので、ふやすことを求める。緊急ネットワークシステムを無料にすること。高齢者は年金収入に頼っている状況である。緊急ネットワークシステムは必要であるが、無料にして普及することを求める。団体に出している補助金に関する。特別な活動をせず、研究会旅費などにしか使用していない団体への補助が見受けられた。1団体を特別扱いにするやり方はやめるべきだ。地方創生推進交付金に関する。地方創生推進交付金に振り回されるまちづくりは改めるべき。移住定住などは必要だが、住民を大事にするようなやり方に改めていくべきである。病院に対する補助金に関する。要綱に基づき補助金を出すべきではないか。病院は大変な状況にある。町の病院に対する姿勢を批判する。

一方、賛成の方の御意見ですが、今回の決算は執行率が70%、80%以上と高く、予算に認められた決算だった。専門職について、社会福祉士、土木技師など募集をしているが、応募がなかなかないという状況にあり苦勞をしているが、町もそれなりの対応をされている。緊急ネットワークシステムについては、減額等の必要性は考えられるが、自分の命を守るための必要な費用である。地方創生推進交付金について。拠点施設整備を初め、温泉掘削などに交付金を活用して、

町のため、住民のために生かされ、成果が上がっていると思う。病院の補助金については、要綱の解釈には以前から相違がある。電子カルテや建物補修に関しては病院を助けていかなければいけないと思うが、病院自体が改革等を頑張っ、身を切る改革などを行うことも必要。大事な病院なので知恵を絞って助けていかねばならない。以上、報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回の平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

幾つかの点を指摘して反対の意見とかせさせていただきます。

まず、CATV番組制作ですけれども、これ平成29年度では制作本数が478本でした。ところが、30年度は524本になりましたが、本数が変わったにもかかわらず決算金額は1,464万円のままでした。これに関して説明を求めましたところ、番組本数ではない。48週分の制作で考えているからということでした。確かにこれもっともらしい説明なんですけれども、そもそも48週という考え方が間違ってます。番組制作に携わる、特にテレビ関係に携わる人間であれば、番組の週間というのは52週で考えるのが普通です。4週目って、4週間がどこに行ったのか、年末年始とお盆の前後の週間、これ同じ番組を流すので計算していないのか、こういったことになりますけれども、そもそも48週で計算してるということが間違いです。

それと、本来であれば、番組本数がふえるのであれば、特に短い番組、長い番組、あんまり関係ありません。特に今、デジタルで編集しているのであるから、それほど手間はかかりませんが、細かい番組が流れれば流れるほど、本数がふえればふえるほど編集の手間はかかります。ですから、本数がふえれば当然編集予算は見なければならぬにもかかわらず、この金額が全く同じだということには、これは問題があると思います。

それと、もう一つ問題があるのは、南部町とSANチャンネルの間で交わしている、これに関して、金額に関する事、それから放送の方法に関して、これに対して詳しい取り決めがないということ、これが一番大きな問題じゃないかと思ひます。この点、指摘しておきます。

それと、企画政策のほうで上がっておりましたサテライト拠点施設整備事業、これ手間山のことでありますが、来年度からに関しては指定管理という名目でも考えた上で予算を計上したいと

いうことでした。現在、てま里においては確かにうまく運営がいておりません。町のほうから予算いただくこと、これ大変ありがたいことですが、私、一般質問のときにこのてま里のこと取り上げました。そのとき陶山町長は、新しい法人であるからこれに関して予算出すことはないというふうにおっしゃっておられました。ところが、今回、予算決算のほうでは出したいという、ちょっとありがたい反面、言っていることがこれ矛盾しております。この点を指摘しておきたいと思います。

それと、農産物加工品開発推進事業、これは30年度において全く執行されておりました。これは6次産業を発展させるため、そのために今回フリーズドライの設備を入れるということで、将来的に考えた場合、大変いいことだと思いますが、残念ながら30年度においては全く使われておりません。来年度におきましては、試作をつくるのであれば予算はこちらで見るからということで、大きく試作をつくる上では大変いいのではないかと考えております。けれども、もし試作が完成した場合、大量生産をする場合、現在のフリーズドライの機械だけでは対応できないのではないかと考えております。来年度、4月以降、試作をつくることに関して予算は町が持つということ、これ大変いいことだと思いますが、30年度の決算においてだけは、これは賛成することにはなっておりません。

あと、観光開発推進事業、これは南部町における観光資源の開発ということですが、予算決算の中で私は赤猪岩神社のことを取り上げました。その中で、赤猪岩神社に対しては町のほうとして予算を出すこと、これは政教分離の観点からできないというふうにはっきり言われております。これ確かにそのこと、そのものだと思います。ただ、現在、南部町は御存じのとおり、封筒とかいろいろな印刷物にオオクニヌシ復活の地、そういったPRを使っております。南部町として、町直接はできないとしても、観光協会を間に挟むとかそういったふうな形で、若干の何らかの形でフォローができるのではないかと、そういうふうに思っております。

若干ではありますが、以上、反対の理由として上げさせていただきました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。私は、議案第46号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定すべきものとして発言をいたします。昨年も議長から簡潔にせえやという注意をされておりますので、簡潔にしたいというふうに思います。

先ほどるる個別的に反対意見を述べられましたが、私は全体的に意見を言ってみようというふ

うに思います。

平成30年度決算書によりますと、歳入が75億6,969万7,000円、歳出が74億779万円、差し引き1億6,190万6,000円、繰越額5,267万5,000円を差し引いても、実質収支1億923万1,000円の黒字決算となっており、決算書の事業内容については、各課、それぞれの担当課が作成した事業報告書により説明を受けたところで、皆さん御承知のとおりだというふうに思います。

その中でもちょっとだけ申し上げますと、コミュニティバスの運行事業においては、上長田・東長田、両長田で始まりましたデマンド型のバス事業がありまして、半期で大体約6,000人近い利用があるというふうに聞いております。

また、去年は7月豪雨と台風24号による大きな災害も受けておりまして、これの復旧も待たれておるところでございます。

ほかにも大きな防災ため池事業等々もありまして、この決算は賛成するものだというふうに思いますが、特に忘れられがちな塵芥処理等、また、上水道の企業会計、国保会計、介護会計、後期高齢者医療会計、下水道等の特別会計の繰出金が多く含まれており、いずれの会計も私たちの日常になくってはならないものだというふうに考えております。

これらの歳出に当たって一点の間違ひもないという監査報告を添付されておりますので、この決算には賛成すべきものというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言があれば許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。今度の一般会計の歳入歳出決算について、反対するものであります。

理由としては、二、三上げておきますけども、委員長報告でありましたけども、まず、非正規職員と正規職員のパーセントですね、これはやっぱり非常に不一致な点があると思います。つまり、住民にサービスするのが行政機関であります。そこに携わる職員の専門性が特に必要だということも監査報告の意見書にも上がっております。そういう中でいえば、やっぱり正規の職員を採用、正規の職員の確率をふやしていく、このことを強く求めるものであります。

次に、2つ目なんですけども、いわゆる団体への補助金、これ必要な面もあると思うんですけども、数年ずっと続いて特定の団体にはそれを出されていると、その内容であります。しかもその内容がほとんど旅費であります。特別な、町民全体のことを考えての活動であるならですけども、特定の団体に出す、そのようなことをやるべきではない。もし町民全体の福祉、利益のため

にやってる団体があれば、それに出すのが当然であるということを指摘しておきます。

それから、公有地の売却であります。御存じのように法勝寺高校跡地の中で持っておりました町の所有地、それは売却されました。それも理由が、一部の団体が事業をやるからということなんです。あそこの跡には、町としては大豆加工所だとか、あるいは町のイベントに使う用品とかを保存するとか、あるいはシルバー人材センターの作業所になっております。そのようなことが取り壊される、それを取り壊して売却したわけですが、本来ならその土地にあるものについてはそれなりの保証するのが当然なんですけども、その保証は一切されておりません。私は、町が必要とあって所有をする土地を買収するためには、そこに立ち木があるとか、建物があればそれに対する保証をして上乘せして買収しておりました。しかし、売却するときには、それは全くなくて、土地だけを売るだけの値段で売却するという、このようなことを間違っていることを指摘したいと思います。

次に、緊急ネットワーク、このことではありますが、今、特に高齢者のみの世帯、あるいは独居世帯がふえつつある中です。それで、日中でしたら、何かあった場合は緊急の連絡はある程度できるんですけども、夜間、何か調子が悪く、体調を崩したとかそういう場合に緊急に連絡する手段としてこれがあるわけなんですけど、これが有料です。初期の設置については、非課税世帯については5,400円、それから課税世帯については1万800円の負担であります。そして、利用料金として毎月1,026円が必要であります。今、必要とされる方、それは世代が2世代とか3世代で住んでおられるところは別なんですけども、1世代でしかも高齢者、独居の場合は年金が主な収入です。わずかな年金の中でこのようなこと、やっぱり無料、あるいは補助をたくさんして安く利用ができるようにすべきだと思います。特にこのごろ漏れ伝えられるニュースによりますと、わからぬ間に死亡されているというような状況があります。本町でもそういう事例が今後発生するということが、おそれがあります。ですから、私は、この緊急ネットワークのシステムにはやっぱり町がそれなりの補助していく、あるいは無料にしていくことを求めるものであります。

つけ加えておきますが、私はいつも一般質問の中でも言うんですけども、町の財源は町民全員の共有した財源であります。これを町民の安全・安心な暮らしができるために使うこと、このことを強く求めておきます。以上が私の反対の理由であります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の意見がありましたので、賛成の意見があれば許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第46号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、決算のときに資料いただきました。この中からちょっと取り上げていきたいと思います。この資料の中の一般会計の性質別推移の中からこれを上げて賛成討論としたいというふうに思います。

この平成30年度の歳入歳出決算の特徴として、人件費、扶助費、公債費、この3つから成る義務的経費全体の構成比は約4割程度と、ほぼ前年度と同じになっていますが、その内訳は、人件費、公債費は横ばいで、社会福祉や児童福祉、医療費助成、生活保護などに関する支出である扶助費の割合が大きくなっております。この決算資料の説明のほうにも書いてありますが、10年前、平成20年度と対比すると2倍以上のこの扶助費が伸びているという歳出のほうの結果となっています。

これは先ほど反対者からいつも言われるものでありますけれども、まず、職員の充実については人件費が大きく変動してない点からも、言われるとおりなのかもしれませんが、今回の決算説明の最終ページの全国地方公共団体の統計が記載されております。南部町の財政、人口などが同等の全国での市町村、類似公共団体の職員数の推移がわかるように説明がありました。人口1,000人当たりの職員数の推移はほとんど同数となっております。南部町の1年間の予算、特に交付税に頼らなくてはいけないこの南部町にとって、この人件費がこれ以上上がっていくというのは、今後南部町にとっても大変なこと、強いては町民にも響いてくるというふうに思います。

職員数は少ないながらも、先ほど賛成の立場で滝山議員も言われました75億6,000万弱の決算、そして私たちも膨大な資料、一ページ一ページ執行部のほうから説明を受けました。これを合計すると500以上の事業を完結しておられます。これは少ないながらも頑張っている職員、そして職員を補佐している臨時職員、そしてその方々の大きな努力の結果であるというふうに評価はしなければならないというふうに思います。

さらに、先ほどの反対者からもありました、高齢者や生活の困難な方々や障がいのある方々に支援の飛躍化を訴えておられます。冒頭で話をしましたとおり、南部町に限らずどこの市町村も扶助費の割合は年々増加している、これは間違いないことだと思います。この扶助費の増加については、国の福祉制度の充実、そして改革を含め、県、南部町独自の支援もあり、町民の格差抑制に支援をしている施策を推進しているというふうに決算数値のいただきました資料で感じたところです。

そして、もう一点ですが、先ほど加藤議員の反対にありました地方創生の生涯活躍のまちづく

り交付金の件です。町民に対する福祉支援もしながら、支援ばかりでは町の活性化や進歩はないと思います。少子高齢化対策ばかりじゃなく、今暮らしている私たちへも夢と希望を与える施策も必要だと感じています。その一つが地方創生交付金であり、国庫負担2分の1をいただきながら、この交付金で地域の拠点施設、先ほど反対にもありましたてま里、それからえんが一の、そういう拠点施設が完成したわけです。今後、この拠点施設を中心として、地域の共助、そして努力によって活性化されると思っています。ただ、拠点施設の施設は自主運営といいながらも、これから町としても必要な経費については支援をお願いする必要があるというふうに思います。そして、地域の創生を大きく期待したいというふうに思います。

まだまだ反対がありました、討論したい部分はありますが、この後の議案でこの続きはやりたいというふうに思います。そういったことを言わせていただき、一般会計決算の賛成の討論いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の発言があれば許します。

13番、真壁容子君。

反対ですね。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、反対です。今回の平成30年度の一般会計の決算に反対をいたします。

先ほど2名の方の賛成討論がありました。滝山議員の話の中で出た決算の数字は私たちも歳入歳出、それから実質収支、単年度収支、実質単年度収支については委員会の中でも見てきて、本会議でも説明聞いたとおりです。

先ほど滝山議員がおっしゃった賛成意見のコミュニティの運行バスとか災害復旧、防災ため池、それからごみ代、塵芥処理費とか特別会計の繰出金等々については、私たちも決算の中では反対はしていませんし、自治体の中で必要な経費だというふうに考えています。

板井議員が話された、特に性質別の経費のところを見て、出された扶助費が多くなっていくことと、人件費がこれから多くなったら大変だというのは私も全く同じ意見で、地方自治体ではほとんどの町が扶助費が多くなっていくことと、人件費についての心配をしていると思うんです。これが決算で賛成、反対というよりは、大きな地方自治体の課題として上がっているということで、賛成、反対議員も含めて不十分な点を国に言っていく等の方向を一緒に打ち出せるのかなと思って今聞いておりました。

私が反対すると、30年度の決算で反対したい点は4点です。

一つは、亀尾議員も指摘された職員のあり方の問題です。平成30年度の職員は、正規職員が

125名いました。そこでの人件費は、総額8億8,822万648円。一方、非常勤職員はそのうちの56名ですから半分とは言いませんが、3割を超える職員です。この方々、56名に対して1億3,847万7,440円という人件費、125名で8億を越す金額と、56名の1億3,800万、これはもう待遇でいえば如実に物語ってると思います。一応、非常勤特別職をのけて、短時間のパートですよね、現場ではパートの方がいなければ仕事成り立ちませんから、この経費はというと、総勢120名で7,637万5,674円、これらの方々に町の70億近い事業をやっていただいているということになると思います。私は、ここの中での不公平の差と待遇改善と職員の増を求めていきたいというふうに考えています。とりわけ非常勤職員の56名の中身見たら、一般事務が18名、保育士が12名、司書が11名、学習支援員が7名、学習支援員というのは学年によって異動しますから、これは固定的な経費と言えるかどうかちょっと置いときます、一般事務、保育士、司書等については、町が行ってる事業の中でしていったら、継続的にやっていることですから、本来非正規を充てることはおかしい。ここへの抜本的な待遇改善と職員の増を求めていく。お金があるかないかというの、ちょっと後の問題です。

それから、この中では監査も指摘していましたが、今回、総務課のほうから職員がどのような資格持っているのかということを出していただきました。委員会でも述べさせていただきましたが、見る限り南部町においては、南部町役場で働いている職員というのはやっぱり地域の宝であるだろうというふうに位置づけることができると思うんです。このような方々を、本当に専門的に今まで勉強なさったり培ってきたところを専門的な分野で発揮してもらって、ここに執行部の重立った方々はやっぱり力を注いでほしい、そのことが住民に還元していく大きな力になっていくというふうに実感をいたしました。専門職のあり方も含めて、職員の増と非正規職員の待遇改善を求めるのが一つです。

2つ目には、保育園の民営化の再検討を求めるということです。今回、保育園費が総額3億9,363万円、うち委託料として1億6,738万145円、50%と言いませんが、四十数%を占める内容が委託料として出されています。当然のことで2つの園を出しているということです。この中で、町の保育士が、正規職員が21名、非正規が12名、全部で33名、約3分の1が非正規ということですね。一方、伯耆の国に出している1億6,738万145円の中では、34名のいわゆる伯耆の国での正規職員が働かれていますという問題です。ここに来る金額の差は何かというと、明らかにこの保育士の給与の差であるということが言えると思います。

南部町の民営化というのは、今までのサービスの向上とかいろいろ言っていましたけども、結果としてはこの職員の経費の削減のための民営化だと言われても仕方がない結果が延々と続いて

いたのではないかと思います。全国的な保育士不足とも絡んで、南部町ではここ数年、保育士不足に悩まされています。この解決の方法は、抜本的な待遇改善だと言われています。ここでも待遇改善を求めていくということは、保育士の給与を上げていくことです。こうして見れば、町が狙いとしていた民営化の狙いがなくなってきましたよね。

私が職員の待遇改善掲げることの究極的な到達点というのは、民営化を再検討、見直して直営に戻すべきだという意見になってきます。なかなか過渡的で難しいと思いますが、南部町の子供を大事にすることと、この町での専門的な町のことや子供のことににかかわる人たちをふやしていくという点では、私は保育士の町職員としての正規化というのは大いにプラスになることだと考えています。そういう意味では、民営化ではなく直営に戻すべきだという点からの反対です。

3つ目には、地方創生の問題です。今回、地方創生推進交付金ですね、国庫補助金として6,431万4,915円出ています。このお金で事業総額1億3,318万6,000円のお金が使われています。半分が町財源だということですが、小さな字で国の資料には後ほど交付税の措置をしますよと書いています。皆さんの中には本当に来るかどうかかわからないと思ってる方も多いのではないのでしょうか。これは先ほどの賛成、反対意見の中でもあったんですけども、何よりも地方創生の問題点は、国の国家的な戦略を地方にもたせようとしていた上意下達の方針を押しつけているという点では、全国共通して否定されているところです。

その中でどういうことが起こってるかということ、町職員や自治体職員の中での政策を形成していく力がとられてくるのではないかということ、何よりも住民とともに、今、地方創生でお金を使っている中身についての合意形成ができない、このことが全国的に指摘されてると思うんです。南部町でも、職員の政策形成能力はちょっと置いとくとして、私、半分はそう思っています。問題意識を共有できないというのは全く同感できるわけです。

例えばこの中で言った拠点整備の問題です。天萬、賀野、法勝寺、いくらの郷、これらの4施設が拠点整備施設だといって上げられていますが、住民の中には拠点整備施設が自分たちの暮らしにどのような役割や存在があるのかと、こういうことも知らされずに、知らないまま拠点整備としてここにお金が使われてきたという問題です。

もう一つには、J O C Aの問題があると思います。今年度では8,636万5,200円、このうち半分が温泉掘削でしたよね。5,000万でしたか。（発言する者あり）4,000万ですね。温泉が出たらいいというのは、近隣町村に温泉出るときから住民の大きな望みでもあったと思うんです。しかし、お金のかかることになりましたよね。このことの合意形成がないままJ O C Aが来られて、ここに支援していくのだといっても、住民にどれだけ理解があるとお考えで

しょうか。

私は、全国的な地方創生の課題の中でこういうふうには、政策形成や住民との問題意識が共有できない中で、お金使っているけど住民からかけ離れた政策になっていってしまうところの指摘は当たっていると思うんです。全国的に指摘されているのは、時間がないから総合戦略をコンサルに任せてやってしまったという点が指摘されています。

鳥取県内でもC C R C計画は湯梨浜町がしていますが、全く同じコンサル会社が入ってやっていますよね。その中で、どれだけの特性や職員の政策の力とかがそこで発揮されたという点についていえば、残念ながら今回のJ O C Aの問題にしても、スポンサーなんぼがやっているようなものが入ってこようとしているような設計図であったり、保育園では、場所があるから保育士が足りないと言っているのに、J O C Aの施設の中でも保育室をつくって保育園をしようとしているのか、こういう問題ですよ。ないものと言いますが、ないものを町がJ O C Aと相談していると言いますが、検討委員会の中には、大豆加工所とかスポンサーが入るというのに教育委員会とか産業課には声がかかっていない現状も委員会の中で明らかになりました。これで本当にJ O C Aと一緒に住民とまちづくりをしていこうという姿勢があると言えるのでしょうか。

そういう点でいえば、地方創生は、お金が来て、町がお金を負担する割には住民から離れた政策になっているのではないかと、このことがすなわち移住定住に傾注して、住民は大事にされていないのではないかと住民の声が起こっているのではないだろうか、このように考えざるを得ません。私は、地方創生はこの5年間、次にもあると言いますが、全国の例とか見ながら、地方創生のお金をもらおうとしても、自分たちの頭で考えられる範囲でのもので済ませておくべきだということ指摘して反対をしています。

4点目は、振興協議会の問題です。振興協議会については、できるときから上からの押しつけでは住民自治は育たない、こういう言い方をして反対をしてきました。しかし、この中で会長、副会長を初め、職員たちも仕事をして住民と一緒に新たな動きがあるということも私は認めたいと思います。その中でどのような問題が起こってきているか。

一つには、職員の働かせ方の問題です。ここには集落支援員としての特別交付金を充てています。町は全額お金が出ていないと言いますが、特別交付金というのは年度ごとに上がっていくものではありません。しかし、職員というのは御存じのように、職員の働く権利というものがありますから、本来のあり方ではいわゆる期限のない雇用をしなくてはならないことになるわけです。ところが、集落支援員のお金を持っていっているもんですから、同じような方が働いていてもなかなか給料が上がってこない。そこから、会長、副会長から待遇改善を求められてもどこからお金

が出るかという問題になると思うのです。

ここで私は少なくとも、今後、この働かせる問題と同時に、1万人を切ろうとしている、減ることはいいと思わないですが、こういう町で7つの地域振興協議会に会長、副会長、職員複数以上の配置が本当に必要なのかということも考える時期に来ているのではないかと考えています。なぜならば、実務ですね、はるかに今後お金がかかってくる事業が目に見えてくるからです。例えば過疎地での公共交通の問題、それから独居、ひとり暮らしの方々への支援の問題、全てお金と人が係ってきます。今、振興協議会に使ってるお金のあり方を具体的に、その周辺の住民を助ける具体的な仕事に振り分けることができないのか、このことも投げかけられてきているのではないのでしょうか。そういう意味では、地域振興協議会の総括をして、新たな地域振興はどのようなかということ、これまでやってきた振興協議会の職員や皆さんと一緒に考える時期に来ているというふうに今年度の決算を見て考えさせられました。

以上、4点です。私は、少なくとも今後、人口が恐らく減るであろう町がどのようなお金の使い方していくのかということは、住民の暮らしに欠かせない大きな問題になってくると思います。先ほどの4点を指摘して、職員の給与の問題もあると思いますが、基本的には職員を、しっかりと住民のために働いてもらうためにはどうすべきか、待遇改善はどうあるべきか、ここをまず考えることを大きく求めて反対意見といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言がありました。賛成者の発言があれば許します。ありませんか。

賛成ですね。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第46号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、賛成の立場から討論させていただきます。

今、るる反対がありましたが、今回のこの一般会計決算は滝山議員が収支について述べられましたが、あの中で繰越明許等をのけましたならば1億900万、約1億円余剰金が出ておりまして、これは予算を認めた決算の中で1億円という、職員の努力によってこういう余剰ができた。これが今後の南部町の一般会計の補正予算に使える財源とできましたということは、この件については、よく職員、また、執行部が事業を精査しながら、費用対効果を見きわめながらされた結果だと私は思って評価したいと思います。

今、反対意見るる言われました。確かに聞き取りの中で、また、監査の意見も言いましたが、専門職が必要であるということはみんな御存じ、執行部もみんな知っておられると思います。こ

れについて町長は、この専門職について公募するんだけど、応募者がないと。一番肝心な風水害で困ってるときにそういう土木技師が公募しても来ない、そういう問題がありまして、それがしわ寄せになって台風とか水害とかの工事が繰り越し事業等になっておるのは今、事実であります。

それと、もう一つは、福祉の関係で社会福祉士、また、ケアマネージャー等がなかなかこれもないと。ケアプラン等も本来ならば包括支援センターでできるんですけど、それをまた外部委託せないけんやな状態が今、南部町で起きてるといような状態で、町長の答弁をおかりしますならば、もう人口減少の中でこれがなかなか厳しくなって、広域的にするべき時期が来たんじゃないかといような答弁もいただいておりますが、そういう過渡期かなといように今、思っております。そういう中で、本当に今おられる職員さんが頑張っておられるのは事実であります。

る反対意見がございましたが、非正規職員の専門職ですが、非正規職員の問題がございましたが、これは国の働き方改革で同一賃金同一労働等の中で期限つき任用職員だったかな、そのように中身が変わるようになっておりますし、この人やちを全部正職にもしもするならば、人件費率というのがまたここで厳しい問題になっておると思います。国の働き方改革等をよく精査し、また、それを加味しながら今後もそれは、執行部はされたいと思います。

保育園のこと言われました。これ民営化を直営にすべきだと言われましたが、今まで南部町、ずっと直営して民営化したんですけど、保育士さん募集しても来られないし、来られても町が直営ということは公務員試験を通らないけん。この公務員試験がなかなか通らないという問題ございまして、こういう今、民営化という話もなっておりますが、世の中、また、西部圏域、米子市を中心としたそういうところで、米子市も同じような問題があったと思ひまして、民営化のほうにだんだんとシフトするようになっております。要は保育士さんの資格を持ってそれを生かしながら、直営だなし、内容は充実させ、それについて町がきちっと精査し、また、監視しながら運営していくといようなこの流れになるだろうと、また、今はなりつつあると思ひますし、南部町は一つ先行した流れであるし、今後、子ども・子育て会議でこれら等も検討されるという話も決算の中でお聞きいたしましたので、これもちょっとまいっていきたいと思ひます。待遇改善の問題は喫緊の問題でございます。確かに今回の消費税絡みでも保育士さんだけがこれについて恩恵がなかったところは事実でございますが、これについても、町としてもそれなりのことは考えらにゃいけん時期が来るとるじゃないかと思ひます。

地方創生について言われましたが、これは町長の答弁をおかりするならば、もうたしかこれが、来年が1期5年で終わると思ひまして、新しい地方創生が始まります。町長は、見直し時期がもう来てるとははっきり言われましたし、検証を今しておられると言っておられました。こういうこ

とで、今度は、地方創生は、今までは拠点づくりを主でしてございましたが、今度の流れはとも交流人口、また、滞在人口、関係人口等に力を入れて、我が南部町にいろんな方が来られたり滞在したりするような流れになるように聞いておりますし、町長が言われましたようにちょうど見直し時期が今来てるんじゃないかと思っております。

それと、J O C Aの件を云々言われました。また、この地方創生について拠点地、住民と共用というか、いろんな住民との意見が交換されていないというやな意見言われましたが、てま里とか、えんがーのとか、いくらとか、みんな一応それにかかわって住民さん一生懸命やっておられますし、それなりの成果が出ておるといように私は解釈しております。

地域振興協議会のことも言われましたが、住民等大分認知されて、そのように今、市民権を地域振興協議会は大分得ておりますが、確かに集落支援員さんですか、給料が上がってないというのは私たち議員のほうからも指摘がございましたし、これについてはまた執行部としては考えていかなければいけないと思っておりますが、今、真壁議員が逐次に言われました公共交通の問題、独居の問題、これは町がするのは当たり前ですけども、地域振興協議会が一番地元で、一番現実で、一番厳しいところは見ております。こういうのを共有されて、町が今後ともこんな人やちと一緒にやれば、もっと幅広い、奥の深い、住民を巻き込んだ政策ができる、この地域振興協議会に今なりつつあると思ひまして、これは反対することはないんじゃないかと思ひまして、全体的に見ましても、当初予算も認めた中で執行率が70%以上、その中で職員が努力され、1億900万もの、約1億円の余剰金を出し、次の補正予算等に使える財源もつくったという皆さんの努力に敬意を表しまして、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の発言があれば許します。ありませんか。（「なし」
「討論の最中ですが、済みません」と呼ぶ者あり）

ここで休憩します。15分まで休憩いたします。

午前 9時50分休憩

午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは再開いたします。

先ほど加藤議員の発言の中に訂正したい旨の報告がございましたので、それを許可しておりますので、よろしく願いいたします。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。先ほどの議案第46号、平成30年度南部町一

一般会計歳入歳出決算の認定について、この中で、反対討論の中で私が申しあげましたサテライト拠点施設整備事業（手間地区）、てま里の部分の発言の中で一部訂正させていただきます。

まず、1点、企画政策課長のほうが発言されたところの中に、指定管理という言葉は私はいいましたけども、発言の中に指定管理という言葉はございませんでした。

それと、2点目、私の発言の中で、私の一般質問の中で陶山町長はてま里に対して予算を出さないというふうな発言をいたしました。この一般質問というのは昨年の3月議会のことで、今回の一般質問とは全く違います。

それと、3点目、同じく企画課長のほうの発言、今回の発言は、今回であります予算決算常任委員会の中の発言でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 執行部のほう、今、発言の訂正がありましたけど、それでよろしいですか。

それでは、続けて行きます。

ほかに賛成、反対御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号、平成30年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の意見がございましたので、起立によって決したいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第4 議案第47号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第47号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第47号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果を報告いたし

ます。

賛成多数をもって認定すべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、反対の大きな理由は国保税の引き下げを求めるもの。住民の生活を考えたときに国保税は高過ぎる。委員会で説明を受けたが、国民健康保険税の決め方について釈然としない。少なくとも下げる努力をしていただきたいし、国保税の決め方についてわかる説明をしてもらいたい。国保税の引き下げを求めて反対する。

一方、賛成の方の御意見ですが、引き下げに努力すべきという認識は一緒。27年から税率を構っていないので、医療分が税率は県下で一番低かった。後期高齢支援分、介護分が入り、プールのトータルすると南部町が県下で真ん中のほうだ。今回も30年度の国保会計は前年度の繰越金4,000万があり、2,000万崩して何とか回った。国保税は皆で助け合いながらするので、この国保会計には賛成する。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成者のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成30年度の国保会計に反対をいたします。反対の理由は、先ほど委員長が述べてくださったように国保税の引き下げを求めてというのが一番大きな理由です。

先ほど委員長の賛成討論の方がおっしゃったという中にあったように、国保は助け合いなのでというところがありましたが、社会保障というのは助け合いではありません。国民健康保険税がなかなか助け合いになっていなくて払えない方々がたくさんいるというところが今の現状だというふうに思います。

今回、歳入13億5,293万3,230円、歳出13億3,979万3,682円、実質収支が1,313万9,548円、実質単年度収支では先ほど言ったように基金取り崩しもありました。1,831万4,136円の赤字だということになっています。

一方、国民健康保険税、住民の方から、人数は2,455人と24人、2,480人近くから集めている国保の調定額は、2億1,449万1,500円です。問題としておりますのは、この国保税の問題です。収入済み額が2億569万1,167円で、現年度だけの未済額が880万333円とありました。これは町が集めるさまざまな税金とか使用料の中で滞納がやっぱり

一番多く、固定資産税よりも多い単年度の赤字だということになります。御存じのように国保税というのは所得がなくても税金を払わなくてはならない、こういう仕組みになっているからだと思います。

問題は、やはり暮らしから見た場合、国保税が高い。これは全国的にも構造的な問題だと言われていて、今までのように自営業者とかが多くいるわけではなく、景気もいいわけではなく、年金暮らしの方々や非正規の方々が入っていることを考えれば、一般的に所得が少ないということで、構造的な問題とも言われてきています。それと、高齢化の問題もあると思います。

南部町の場合、これは委員会等や本会議で指摘させてもらったんですけども、県の資料によると退職者の率が一番悪い状況、町村ですね。市では結構高いんですけども、これはやはり生活を一部反映しててのではないかと本会議でも町長が答弁なさったように、やはり生活の苦しさが反映していると思います。

決算で見たように、基金を入れて何とか国保税を引き上げないで済むという厳しい現状だということは私も重々承知をしております。県一本になって、今後どうなるかという見通しのなかで、それでも国保税を決めるのは、納付金は納めたとして、国保税のあり方については町村に一任されているというのが現状です。

この際、いろいろお金もかかると思うのですが、住民の約4分の1弱を占めるという方々の命と健康を守るために、なくなった基金、基金がない段階で一般財源からも含めて、国保税を引き上げない工夫を何とか考えていただきたい。そのときには南部町がどうしてこの滞納が他の町村に比べて多いのかということも分析をぜひしていただきたいということを訴えまして、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。私は、この議案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほども反対者の方からおっしゃいましたが、皆さん御承知のとおり、現在国保の主体は町村ではなく県になっております。県が全体の財政に責任を持って町の標準保険料率を算定をしたり、保険給付に必要な費用を支払い、町は保険料の徴収、保険給付の決定など限られた範囲での運営を行っております。

今回の決算の中身で示されましたこの事業の内容ですが、どれを見ても決まり切ったといえば言い方はちょっと悪いかもしれませんが、ルーチン的な業務をきっちり適正にこなされて

いるという観点から、問題は認められないというふうに思われます。

反対者の方もおっしゃってましたが、絶対的な意味での保険料の高さ、負担感の強さというのは、私も個人としては感じるころではあります。しかし、実際にかかる費用ですが、約13億4,000万円、そしてそのうちの約9億5,000万円余りが、私たちが医療の提供を受けて自己負担を支払った後の保険給付というものにかかる費用ということになっています。そして、それに対して私たちが支払う保険税というものは2億1,000万円ということで、非常に多額の、10億円余りのお金が県の支出金ないしは繰入金という格好で負担をされているのが現状です。

低所得ないしは所得のない方というお話も出ましたが、軽減措置も準備をされており、そして税の賦課の仕組みですが、担税能力のある程度考慮した公平の負担感を維持するための資産割というものを織り込んだ第4方式という措置も選択をされております。

これからどんどんどんどんやっぱり高齢者の方がふえ、そして皆さんが長いことお勤めになるということから考えると、被保険者は減っていくけれども、医療費が非常にたくさんかかる高齢者の部分というものはさらに大きくなっていく、保険財政としては非常に厳しい状況になっていくことが想像にかたくないわけです。

何よりも私たちの暮らし、老後、そういったところでの健康の維持、医療の保障というものの重要性はますます増していきます。まず第一に、この医療の提供体制を維持していくという観点から、現状の負担もある程度やむを得ないのではないかというふうに考え、今回の決算、認定すべきと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の発言があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛成、反対ありましたので、御意見報告いたします。まず、反対の方の御意見ですが、平成30年度は軽減特例が廃止になり、負担がふえている。年金収入が唯一の収入であることから考えると高過ぎる。安倍内閣になってから社会保障費を削減され、老人いじめも甚だしいことを指摘して反対する。

賛成の方の御意見ですが、軽減特例は廃止となったが、社会保険に加入されている被扶養者であり、それなりに所得がある方である。軽減が必要な方に対しては、2割、5割、7割軽減などの対応があり、低所得者に対しては目が届いている政策となっている。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに反対するものであります。

理由は、先ほど委員長から報告ございましたそのことと合致するんですけども、ここで言いたいのは、保険料の軽減の特例の廃止が30年度から実施されました。それによりますと、やっぱり今の状況、社会情勢からいうと大変厳しい、最低だと思います。

安倍政権は、社会保障費の予算は、自然増に対して1兆5,000億円も削減しました。後期高齢化が進むこの今の世の中で、自然増がふえるのは当然でありますけども、それに対して削減していく、このようなやり方は納得できるものではありません。ましてや南部町でも、対しても高齢化率が進んでおります。そういう中、後期に限っての高齢者ということになると、高齢者は65歳からですか、それから全員ではないですけども75歳以上からこれに該当するわけです。当然高齢化が進むということはこれに対しての負担が、人数もふえるということができないわけな

んです。特に厳しい年金生活者でございます。多くの方がそういう状況に置かれておる中で、負担増は大変厳しいものであります。

賛成者の中でもありましたけども、2割とか5割の軽減があるわけなんですけど、しかし、それでも決算見ますと、やっぱり徴収率が、軽減が実施されて……。そういう2割とかそういうことの軽減されている中でも、しかし、徴収率はその割に上がっておりません。今の社会現象、つまり年金が減って、しかも仮に仕方なく勤めに出られても思うように所得が上がらない、このことが反映してると思います。そういうことから言いますと、やはりこの後期高齢者医療保険に対する徴収については、何らかのことを改善を進めるべきであるということ求めて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。私は、議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この平成30年度後期高齢者医療特別会計は、先ほど亀尾議員が反対質疑をされました軽減税率にてでございますけれども、この後期高齢者医療制度をめぐる年金収入が低い人の保険料の負担を軽減するという措置でございますけれども、本年10月に予定されている消費税率の引き上げで、低所得者の高齢者に給付金を支給するなどを踏まえて、段階的に廃止するものでございます。75歳の方が加入する後期高齢者医療制度では、保険料の自己負担が年金の収入額に応じて決められますが、9割軽減、あるいは2割軽減と、特例措置がとられておられましたけれども、高齢化する中で制度を支える現役世代の負担が年々増して、世代間の不公平が強まっている中で社会保障費を抑制する必要もあり、消費税率の引き上げと同時に段階的に廃止するというものでございます。年金収入が、保険料の自己負担額が平均で月額380円、年額では月平均570円というようになりますけれども、国としては消費税の引き上げにあわせて給付金支給などの低所得者対策を行って、個々人の負担増にならないようにやっているところでございます。ただ、給付金支給を始めてもなかなか減らないということがございますので、とりあえず1年間の経過措置をとりながら、低所得者については現在配慮されてる施策でありますので、私は賛成するものであると思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第6 議案第49号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第49号、平成30年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第49号、平成30年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第49号、平成30年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第7 議案第50号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第50号、平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第50号、平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第8 議案第51号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第51号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第51号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛成、反対ありましたので、御意見を報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、所得が減っている状況の中でこのまま接続率を上げていくのは困難。町外から来た人にとっては使用料が高過ぎる。住み続けるためには負担を軽減すべき。

賛成者の御意見ですが、特別会計へ1億円以上を繰り出し、住民の負担、使用料を抑えるために努力をしている。今でも経営的に苦しいところがあり、これ以上下げるのは困難なため、現状維持が妥当。決算については適正であると思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第51号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに反対するものであります。

理由は、決算の要旨見ますと、接続率が86.5%でございます。原課の職員の方は十分努力されてますが、しかし、これ以上接続率を高めるためには、やはり今の現状の家計の、各世帯の状況を見ると非常に難しい問題だと思います。特に町外から移住をされている方からの声を聞きますと、非常に高いということを言われます。自治体によっては水道使用量とそれを加味して料金を決めてるところありますが、いろいろなやり方があると思います。

しかし、このような状況であることということで、使用量を高めるためには使用料の料金と加入の料金を軽減して、低所得者の対応として減免制度の確立いうことを努めることと、それと消費税の転嫁をやめて軽減を図ることを求めて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第51号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、承認に賛成するものです。

この事業は住民生活に直結する事業でございまして、大変重要な事業であると思っております。下水道事業、公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業と3つの事業で南部町は進めておりますが、農集はこのうち43%と、一番大きなシェアを農集が占めてる状況です。

決算の状況を見ますと、歳出総額2億4,322万8,000円余り、そのうちの一般会計からの繰出金は1億1,117万4,000円弱です。使用料収入は7,132万3,000円という状況でございまして、町からの繰出金が45.7%、非常に高い率だと思います。一方、使用料の収入は29.3%と、町として抑えている、住民の使用料の負担を抑えて、町の負担、補助金、繰入金を多く出してこの事業を支えているという状況でございまして、非常に町としていえば頑張ってるんじゃないかと思えます。

先ほどの意見で、移住してこられた方の下水道の料金の決め方が、市部と郡部と料金設定の仕方が違います。御承知だと思いますけれども、郡部ではやはり水道使用量に合わせて下水道料金

を決めるということではなくて、1世帯当たり、世帯住民、世帯人ですね、世帯1人当たり500円という金額で決めております。そこにやっぱり、市部と郡部の違いからそういう料金設定で進んできてるところだと思います。郡部ではどうしても水を生活以外、例えば農業で水を使うとかそういう部分もありますので、水道使用量と下水道料金をあわせてやるというのは郡部にとってはどうなのかなということ、こういう1世帯当たり幾らということ、今、スタートをしております。

接続率のことを言われましたけど、86.5%、もうこの86.5%をどう見るかということだと思いますが、私は結構高い接続率で、これ以上なかなか伸びていく、これは下水道料金が高からつながないとかという問題の人がそんなに多くいるというふうには思っておりません。したがって、この農業集落排水事業、適正な事業実施と決算が行われていると私は考えて賛成意見を述べるものです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第9 議案第52号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第52号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第52号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

まず、反対の方の御意見ですが、根本的には議案第51号と変わらないが、浄化槽整備事業は農集や公共下水が行かない限られた地域であり、奥部になる。奥部ほど世帯の年齢構成を見ると高齢者が多い。町から補助があるとはいえ、少ない所得の中から出すのは難しい。整備に対する

補助に努めてほしい。

一方、賛成の方の御意見ですが、浄化槽区域は南部町の奥部になり、浄化槽を設置することで南部町の水質を守るということは大事なことだと思う。設置について分担金はいただくが、町費で設置を行っており、引き続き接続率について上げる努力をしていくということで賛成する。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第52号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに反対するものであります。

理由は、先ほど委員長から述べられましたけども、重複しますが聞いていただきたい。接続率は76.4%です。この浄化槽の指定地域の方は主に奥部であります。高齢者の世帯が多く、現状で我慢されているのが実情だと思います。つまり、これを上げるにはどうするのか。これはただそれを埋め込むだけではいきません。宅内の改装も当然必要であります。くみ取りの施設から水洗の施設にかかわることが必要であります。

私は一般質問でも申し上げましたが、いわゆるこれが住宅リフォームで100%できるものではありませんけども、しかし、宅内を改装するには、それなりのことについては一定の見通しをやっぱり行政としてはいくこと、このことが浄化槽の施設を強め合うということになると思います。

もう一つつけ加えますが、先ほど賛成者の討論の中でもあったんですけども、河川の水質浄化には大変貢献しております。私の前のところでは、これは公共施設の地域ですから、そうとはありませんけども、恐らく合併浄化槽の地域の人もそうだと思います。これの施設をしますと水質が非常に浄化します。だから、そういうことでぜひ町、行政としても後押しをしてこれを進めていくことをやるべきだということを申し上げて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。私は、議案第52号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

この事業につきましては、公共下水、集落排水整備事業が実施されない地域に限り整備される事業でございますが、先ほど反対者の意見にもありましたが、雑排水の浄化にはなくてはならない最も水質浄化に適した事業ではなかろうかというふうに思っております。

整備率のことを言われましたが、かなりの率で設置はされておりますが、奥部ばかりではなく、里部でもこの下水管が設置されない場所では未整備のところがあるようでございまして、担当課におかれましてはいろいろと努力をされてるといふふうに思いますが、いま一度啓蒙をしていただき、もう年間に今3戸ですけれども、6基、7基ぐらいの整備をしていただき、しかもその年限を決めるということも大事でございますので、そういうことも考えながら整備をしていただきますようお願いをして、賛成をするものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第10 議案第53号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第53号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第53号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対者の御意見ですが、先ほどの議案第51号と52号と基本的には同様。地方の小さな町であると独立採算は困難である。もっと公費を投入して負担を下げることを要求する。

賛成の方の御意見ですが、今でも繰入金で1億円以上出ている状態です。水道や下水道事業は、町として住民に対して負担の考え方や現状を説明しながらこの事業を維持していくべきと考えるので賛成する。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第53号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に反対するものであります。

本町の場合、全国的なんですけども、補助の関係から下水関係で3本の議案があります。一つは農業集落排水事業、そしてもう一つ目が浄化槽整備事業、そしてこの3つ目が公共下水道事業であります。私は、この決算に見ますと接続率が92.2%、かなり高い率であります。しかし、何とかして最終的には100%になれば、これこそ本当に河川の浄化には非常に効果があるものと思います。

しかし、これ以上上げるということになりますと、51号、52号と同じように理由は重複いたします。一つは、やはりこの中でこれ以上上げるといのは、いろんな状況で接続されてない、実施されてない世帯もあると思いますけども、しかし、一言言えばやはりこれに加入するためにはそれなりのお金が必要だということが大きな理由であると思います。そういうことから言いますと、やはり確かに繰入金が多いのが、私も承知しておりますが、何とかしてこのためにこの事業を進めるためには、それ以上の行政側からの後押し、応援というものが必要と考えます。どうか、そのことを申し上げまして反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾でございます。議案第53号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものでございます。

先ほど反対者が言われましたけども、公共下水の接続率は92.2%、農集、浄化槽に比べると本当に高い接続率になっております。ずっともう横ばいでこの数字となっております、なかなかこれ以上を100%と言われますけども、それに向かってと言われますけども、正直難しいのではないかなと思います。かなりの努力によって92.2%というものが出てきていると思います。

私、今回一般質問でもさせていただきましたけども、公共下水道の汚泥減容、それから汚泥処理、あらゆる方法で経費節減といいますが、そこで住民の負担とならないための事業を行ってき

ておられると思います。先ほどありましたように、農集と同じように一般会計の繰入金 8, 239 万 4, 000 円、総事業費が 1 億 9, 596 万 1, 000 円ですので、42%が町からの繰入金で賄っているという状況でございます。非常に大きな金額となっておりますが、町として公共下水道、それから農集、浄化槽というこの住民の生活環境を守るために適切な事業を行っているというふうに思います。

以上をもちまして、この議案第 53 号に賛成するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 53 号、平成 30 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第 11 議案第 54 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 11、議案第 54 号、平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 54 号、平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見ですが、平成 30 年度当初予算のとき、太陽光発電事業特別会計の予算の使い方を変える条例改正があり、この点については賛成した。ただ、最終的に使った先が J O C A の温泉掘削に使われたということで反対した。今回も同様の理由で反対する。

賛成の方の御意見は、条例改正によって予算を一般に使えるようにし、一番最初に使ったのが J O C A の温泉掘削であった。これを皮切りに今後もこの予算をいろんなところに使って、町のために発展できるよう使うということになっていきますので賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から発言させていただきます。

委員長発言にもありましたとおり、この30年度の太陽光発電会計事業、これに関しては条例の変更がありました。今まで太陽光発電事業の会計については主に水道会計、それから償還、この2つに使われておりましたけれども、このとき一般にも使われるように変更したいということで、このことに関しては賛成いたしました。

しかしながら、その使われた先が最終的にはJ O C Aによる温泉の掘削、これに使われたことに対して反対を唱えました。今回のこの決算についても、同様の立場から発言の立場とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第54号、平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

最初に議長にお断りをしておきます。若干長くなります。よろしくお願いいたします。（「短くして」と呼ぶ者あり）済みません。

この太陽光発電特別会計では、30年度7,300万円の売電収入が出ております。これはあそこに太陽光の発電所をつくってからずっと非常にいい売電量というものを、実績が出てきていて、それに伴い積立金のほうも順調に積み立てているということで、29年度末で2億1,200万円強の基金に、平成30年度では3,000万円の基金を積み立てられました。そこで30年度では取り崩しも行っております。

まずは町民公募債を購入された町民の方々へ返金をしました。これが1億です。この1億が返金できたということは、まずは本当に順調に売電収入が得れたということを実証したものだというふうに思いますし、それとあわせて先ほど反対されました加藤議員のほうからもありましたけれど、条例を改正しながらまちづくりのために必要な事業ということで、これは4,000万円を取り崩し、J O C A南部への温泉発掘の支援金として取り崩され、30年度末の基金はそれでも1億2,000万円強の基金残高ということで報告を受けております。

一般会計の続きになりますが、決算のときの続きになっちゃいますけど、一部団体がその法勝

寺跡地の対応をするというのは、これはJ O C Aのことであります。条例で青年海外協力協会、J O C A南部支所に対して温泉発掘のために基金を取り崩し、4,000万円の支援に充てたことは、先ほども言いました条例の中の、まちづくりのための必要な事業というのに当てはまり、何ら問題のない支援であったと、また、基金の取り崩しであったということをまず最初に言うておきたいというふうに思います。

私もこのたび、南部町とJ O C Aの連携事業ということで一般質問もさせていただきました。J O C Aの協力によって地方自治体との連携事業、全国のJ O C Aが進めている中で、連携事業、南部町を含めて全国で5つの市町村だけしか事業が展開をされていません。これも一般質問でも町長のほうから答弁がありました。南部町版生涯活躍のまち拠点整備推進事業ということでJ O C Aのほうは事業を計画し、さらに法勝寺高校跡地では温泉が出ました。あとは効能の状況を待つだけということで、こちらのほうも町長のほうから答弁をいただきました。

今後、この事業、実現に向けて加速化をされるということになります。これは企画政策課の課長のほうからも、説明も聞きました。拠点施設を中心として、多世代交流事業、異文化交流事業が実施され、障がいのある方への社会参画を目的とした就労継続支援A型事業所も運営され、そのような施設、ごちゃまぜと呼ぶ福祉施設が計画されている。設計図のほうも後で議会のほうに提出もありました。

私は、このたびの一般質問で町長にも答弁を求めましたが、南部町とJ O C Aとの連携でこのごちゃまぜの福祉施設を中心に、町民が温泉に入りながら、老若男女を問わず町民同士の触れ合いと、さらに障がいを持っている人たちの交流で新しい南部町の姿と地域の再活を期待しているという町長の答弁がありました。

J O C A南部は、3年ぐらい前でしたかね、南部町のほうに事務所を開設されました。南部町の生活や体験の支えとして、今現在、農産物加工施設めぐみの里や農産物の販売施設、とっとり花回廊にあります特産センター野の花を指定管理により施設を核とした集いの場所づくり、さらに生涯活躍のまち関係団体への支援及び連携事業の実施、地場産業支援として富有柿を中心とした果樹栽培支援から加工までの6次産業化や、一般・特定相談支援事業の運営、放課後児童クラブの運営など、さまざまところで町民との交流や支援をしながら、我が町の再生・再活に協力をいただいております。これはこれまで行政、また、町民の力ではなかなかできない部分を、発展途上国への支援と体験、経験をしてこられた実績を糧として町外から移住され、ここまで積極的に協力される、このような団体はないと言っても過言ではなく、南部町とJ O C A連携事業において大いに期待もするところであります。

反対者の方も、今では出ておりませんが、温泉を発掘するときの支援金のことでは言っておられました。もし温泉が出なかったらという仮説は、現時点では夢物語となってしまいました。今後は、町民が長年の願望であった、町内で温泉が湧き出しました。二、三年先には法勝寺宿、法勝寺高校跡地で温泉につかりながら裸の町民の交流ができる将来への大きな展望ができたというふうに思っています。

正直、一番ほっとしておられるのは、目の前におられる町長ではないかなというふうに思いますけれど、そういったお金を本当に責任を持ってされた、支援をされた町長にも敬意を表し、そしてここまでできたものを、J O C Aとの連携をさらに一層深めていただいて、町民が温泉につかっている姿を最後まで責任を持っていただきたいことをお願いして、この歳入歳出決算の認定について賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

委員長報告に反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第54号、太陽光発電事業特別会計、反対いたします。

議長、私も若干長いですが、いいでしょうか。冗談です。

先ほど反対の理由として述べた加藤議員の趣旨は、本来の条例で基金の使い方のことで反対をいたしました。J O C Aがどうのこうのとありますが、その中でまちづくりに必要という点ですよ。その点について、私たちは温泉掘削にお金出すことが必要な事業かどうかという点での反対だという点です。

先ほど言われたように、J O C Aの事業がどうのこうのでこれを反対しているというふうに言われましたので、私たちはいわゆる地方創生事業の中で、J O C Aの進出してくることについて、J O C Aそのものがどうのこうの、やっていることについて先ほど言ったように住民の合意はとられているのかという点とか、それから本当に町が独自で考えた政策になり得るのかという点ですよ、そういう点で問題があるのではないかということをおっしゃって来たわけですよ。温泉掘削に4,000万、それからこれだけではありませんでしたよね、温泉掘削とJ O C Aについて言えば。平成30年度の決算は8,000万円以上のお金が出てるんですよ。あと3,00

0万は地方創生推進交付金の約1,500万を一般財源入れて3,000万入れてるわけですよ。これが住民合意になるかどうかという点でいえば、私は意見の分かれてるところだというふうに思うわけです。

先ほどどうしてもJ O C Aと地方創生の話で反対討論、賛成討論をされてきたんですけども、本当に例えば温泉掘削でやった今の法勝寺の建物で、私たちも図面見せてもらいましたよね。見た方もいると思うんですよ。つくった設計業者が石川県の方ですよ。温泉を掘った町とすれば、8,000万近くお金出したんですけども、その波及効果というのは地方にあったでしょうか。

それと、もう一つ心配しておりますのは、大きな建物建てるけれども、町がつくった、100%出資してつくったスポンサーなんぶとかの競合とかしていく中で、本当にまちづくりのあり方を考えた上でのJ O C A進出だろうかという点では疑問が多いのではないだろうか。

それから、採算がとれるところおっしゃいましたけれども、と同時に、このJ O C Aの進出については執行部のほうからも企業の誘致と考えてもらったらしいという意見も出てましたが、企業誘致というのは企業みずからが生み出していくんですよ、利益を生み出していく団体なんですよ。その中で、そのお金で雇用してもらって恩恵があるという点ですけども、J O C Aですよ、これは財団で、ほとんどが見てもらったらわかるように、いろいろ事業もしていますけども、国からのお金ですよ。とすれば、今、今後J O C Aが来て進出してるところに、この温泉以外に1,900万というお金が出てるわけですよ。それは地方創生交付金が半分と、町が出してるんですけども、行く行くは自立していただかなければ、今のまま以上もふえてきたらこのお金をどこで負担するかということになるわけですよ。国が負担するかどうかですよ。そういうことが問題になってくると思うんですよ。

私は、そういう意味でいえば、J O C Aの問題については評価の分かれるところだというふうに思っております。それがもろ手を挙げて賛成できるものではないということも指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。私は、この議案に賛成の立場から討論させていただきます。

賛成、反対ともに非常に広い視野からの議論がなされておりましたが、この太陽光発電事業自体をやるかやらないか、主体が町でやるのか、民間に任せるのかといったところ、やはり全住民がお金を、F I Tというお金を負担をしながらこの自然エネルギーの買い取り事業というものが運営されていく以上、やはり町が受け皿となって収益を得た後、住民の皆さんにその利益、収益を

還元していこうという観点から、町が直営ということが選択をされたわけです。

今回の決算を見ましても、今回だけではありませんけれども、想定以上の収益金が上がっていること、そしてそれに基づいて順調な起債の償還もなされていること、そして今回、今までは自然エネルギー系だけに用途が限られておりましたが、これももう少し幅を広げるという意味では、より住民の皆さんにこの太陽光発電による収益の還元ができる道が広がったということで、とても好ましいことだというふうに思っております。

そして今回、先ほどからお話の中心となっておりますが、意欲的な投資、町の単独の財源として、これから町長も何回も言われましたけれども、経験したことのないような時代が来ると。その中で、町の生き残りだとか住民の利益、暮らしやすさ、そういったものを考えていくための本当に一か八かといった言い方は非常に不適切ですが、ただ、そういう場面も必要になる、そんなときに使えるお金として十分に役立った、そういった財源となっているというふうに思います。そういった観点から、今回の太陽光発電の会計決算は賛成すべきというふうに考えます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号、平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第12 議案第55号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第55号、平成30年度南部町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第55号、平成30年度南部町水道事業会計決算の認定について審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第55号、平成30年度南部町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第13 議案第56号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第56号、平成30年度南部町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第56号、平成30年度南部町病院事業会計決算の認定について審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、平成30年度南部町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定され

ました。

日程第 1 4 議案第 5 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 5 7 号、平成 3 0 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 7 号、平成 3 0 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 7 号、平成 3 0 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第 1 5 議案第 5 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 5 8 号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 8 号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第58号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第16 議案第59号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第59号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第59号、南部町税条例の一部改正について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第59号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第17 議案第60号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第60号、南部町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第60号、南部町印鑑条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第60号、南部町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第18 議案第61号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第61号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第61号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第2号）について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の方の御意見は、プレミアム付商品券発行事業に関する事。発行自体は恩恵を受ける方がいるのも事実だが、低所得者対策に限るなど対象が中途半端で不公平である。低所得者の今後予想される消費税の負担と比べると一時しのぎに過ぎない。消費税増税をやめるべきだという立場から反対します。

賛成の方の御意見は、消費税の増税で迷惑をこうむるのは低所得者です。プレミアム付商品券発行事業は、その低所得者対策として、消費税は上がるけれども低所得者を支援する政策の一環であるため賛成します。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の令和元年度の一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。今回の反対理由は、先ほど委員長が述べてくださったように、この中に消費税絡みのプレミアム付商品券の発行事業が入っているという点です。

今回の補正は1億1,983万4,000円を追加して、総額68億6,795万2,000円にするという内容でした。この中に国の補助金1,300万をもらって、プレミアム付商品券発行事業を6,500万円計上されています。これは初日の全協等でも具体的な説明を受けてきたところですが、今回のプレミアム付商品券にはさまざまな問題が含まれると考えています。

9月に始まった本会議の前の全協、9月5日ですね、この現在で非課税世帯、いわゆるこのプレミアム付商品券の発行は、非課税世帯と子育て世帯ですよね。非課税世帯が2,391名、1,869世帯、子供がいるという子育て世帯が226人で、約2,600人に発行することを予定されてるという内容でした。

子供さんのいる家庭については、無条件に申請する用紙等が来るんですけども、非課税世帯には、自分で申請しないといけないわけですね。その中で、9月5日現在で2,391人いる世帯でどれだけの申請者かと聞いたら、368人。これは今、もっとふえてると思うんですけども、どこともそうですけども出足は非常によくないわけなんですよ。

それで、一方、プレミアム付商品券というのは地元で発行しますから、地元で受けてくれる商店等がなかったらいけないので、その商店が幾らかというと、それも9月5日現在では39店舗だという内容でした。8月初めから対象者に送られている申請書の申し込みについては、店舗名がなかったわけですよ、まだ決まっていなかった段階ですから。

9月の初め、言ったように39店舗ですが、これは思い出していただきます、何年前、平成28年と言っていましたね。28年にもいわゆるプレミアム商品券の発行事業がありました。そのときは参加する地元の業者が60店舗だったというんです。半分ちょっとですよ。なぜこういう

ふうに低調かという理由で執行部側がつかんでいるのは、対象が低所得者に限られてる段階で、やっぱり一部分的な商品券発行事業なんですよ、ということだということなんです。これは10月から使えるんだけど、使えるのは3月の31日まで、半年間ですよ。（サイレン吹鳴）

対象者1人当たりが2万5,000円で商品券を2万円で買えるから、いわゆる5,000円分がお得ですよという内容のプレミアム付商品券発行です。消費税2%上げて、これから続くのにこの5,000円がどれだけの効果があるのか、ちょっと考えたらわかることではないでしょうか。それに2万5,000円全部使うかどうかともわからないという内容です。余りにも目先にニンジン等ぶら下げて、これで納得せよというような子供じみたやり方に国民は納得しているわけではないということを私は大きな声で言っておきたいと思うんです。

本当に低所得者のことを考えるのであれば、今回のような消費税増税はやめるべきだというふうに思いませんか。とりわけ低所得者と言われる層がよその大都市に比べて地方都市に多いこと考えれば、私は地方からこのような声を上げていくべきだというふうに考えています。確かにこの中で買われる方については、5,000円がお得になるという状況についてはわからんこともないと思うんですけれども、そういう点から見て非常に不公平だという点で、これでは消費税増税の具体的な低所得者対策なんかなり得ないということを厳しく批判して、反対の意見です。

と同時に、もう一つ指摘しておきたいのは、今回の補正予算の中では、重度身障者福祉タクシーの助成とか、就学援助の奨励とか、教育振興助成、いわゆる大会参加費の負担とか、林地崩壊での事業とか、住民にとって必要なことはあるから、これは私たちは反対するものではないということです。それを言っておきますね。

3つ目に、これは反対ではないですが、意見を言っておきたいというのが、公民館の建てかえ事業で今回新たに2,885万7,000円の補正予算が出たということなんです。これについては、私たちはいろいろ意見を言ってもらいました、複合施設を整備していかなきゃならないという点に立っているという点では理解しているという点ですが、このときもこの事業等で一般質問等も私たちさせてもらったのは、本当にどれだけのお金がかかるのかという点で、一つのめどとして10億という意見が出たわけですよ。10億ぎりぎり等の予算というか、めどが出たの御存じですよ。やっぱり事業って始まったらどんどん補正でふえてくるんですよ。恐らくこの公民館事業しても追加補正で工事費の補正とか来るんじゃないかなと思うんです。今回のいわゆる不足額2,800万ですけども、アスベスト対策で930万、PCB対策で900万、それで解体費用で1,043万。これが当初の予想とは違ったんだと、予測とは違ったんだというけ

ど、これで予測違えば建設費等も変わってくるのかなと思うんですけども、そういう点においては、確かに建てる以上は一定の質の問題とか、きちっとやらなくてはならないと思いますが、今後、一番言われているのが、人口少なく、中で公共負担どうするのかとあって、住民の暮らしを締めつける内容がいっぱいあるわけですよ。その中での建設費の投資というのは十分慎重でなくてはならないということを指摘しておきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 一般会計補正予算は、これ賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど消費税の増税にリンクしたプレミアム付商品券の事業があるということが反対の主な理由だったと思いますけども、このプレミアム付商品券は当然、皆さんの御存じのごとく緩和措置としてあるわけですし、今の少子高齢化の中で社会保障費は増加するばかりであります。

1990年は、社会保障費は大体1兆5,000億円ぐらいでしたが、去年は、2018年は約3兆3000億円と、この30年間で3倍まで膨れ上がっております。このたびの増税の使い道としては、次世代への負担軽減が2兆8,000億円、幼児教育の無償化、保育士や介護人材の処遇改善などが1兆7,000億円、社会保障の充実が1兆1,000億円と、この国の持続に大きくかかわるものばかりであります。

一方で、増税の緩和策としてこのプレミアム付商品券発行事業、低所得者、3歳未満の子どもを持つ家庭を対象とした事業であります。消費税は2%上がりますけども、この商品券は25%のお得がついております。これは有効に使ってほしいと思います。

また、その他の補正では、町内で起業を促進するという事業がありまして、当初3件の見込みが8件にふえたための増額補正、これは町や商業の活性化にもつながると思います。また、イノシシ解体にかかわる冷凍ストッカー購入に関するもの、さらに農閑期における農家の所得向上を目指すため、キノコ栽培に取り組む組織に助成をするもの、また、教科書の字が見えにくい子供さんへ拡大教科書費用を助成するもの、自然災害により補修が必要となったもの、社会問題となっております高齢者の事故、あおり運転への対策として、踏み間違い防止装置、ドライブレコーダーへの購入助成をするものなどが入っております。

予算があって補正があるわけですけども、我が町を持続させるために組み上げた予算に適応した補正予算となっております。よって、可決すべきと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

8番、板井隆君。

○議員（８番 板井 隆君） 賛成でいいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） はい。

○議員（８番 板井 隆君） この補正予算、賛成の立場です。１つだけちょっと言っておかなかちゃいけないことがあるので、ちょっと失礼します。決算の反対討論のときに加藤議員がフリーズドライの話をされ、フリーズドライについて利用がなされていないということ、反対討論にあったと思います。

今回、補正予算でこのめぐみの里の施設管理事業費の中で出ていますこの状況を見ると、平成31年3月に導入したフリーズドライの機械です。この30年度の間にそういった対応が産業課としてもできたでしょうか。新年度になって事業を始めてやってみたけど、なかなか町民の方に伝わらない。理由の中にありますビワやシイタケ、おこわ、それからネギなども試験をしてみた。これをもっと町民へ周知したいということで機械導入をした後の対応、町民の方への、利用していただけるような姿へ持っていくために、今回29万3,000円、利用料をつけて町民への周知を図るということで補正予算がついています。

結局、一般会計の決算ではできなかったところを反対をして、新年度のところでも反対する、これはやはりもうちょっと議員としてもしっかりと精査をしていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。いつも産業課に私は厳しいことも言うこともありますけど、このたびはこのような流れがあった、できるはずがなかったところをこの令和元年度で対応している、そこを町民の方にも知っていただきたく賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第19 議案第62号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第62号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第62号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第62号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第20 議案第63号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第63号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第63号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第63号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第21 議案第64号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第64号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第64号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第64号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第22 議案第65号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第22、議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第23 陳情第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員会の報告を求めます。

民生教育常任委員長、長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長です。民生教育常任委員会に付託されました陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情についての、民生教育常任委員会にて審査いたしました。

審査及び採決の結果、全員一致で採択すべしと決しています。

内容については、同じ趣旨の陳情が毎年出されていること、職員の定数割り込みで現場は非常に厳しい状況下にあること、これは根気よく提出していかなければいけないとの御意見でありま

した。ほかには異議なし、同じ意見というもので、採択すべきでないという御意見はありませんでした。以上、報告終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありましたので、本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

ここで休憩をとります。再開は13時、午後1時としますので、よろしく願いいたします。

午前11時47分休憩

午後 1時04分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、少し遅くなりましたが、再開いたします。

日程第24 議案第66号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、議案第66号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第66号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名のみを申し上げます。田邊元史、畠稔明、唯清視、以上3名でございます。

3名の履歴は、別紙のとおりでございます。それぞれの方が固定資産評価審査委員としての十分な識見をお持ちの方でございますので、同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これより質疑に入ります。提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第66号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

日程第25 発議案第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第25、発議案第11号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

提案者であります民生教育常任委員長、長束博信君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長、長束博信です。そうしますと、発議案第11号について。

.....

発議案第11号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年9月25日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 長束博信

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

別紙意見書（案）の読み上げにつきましては、副委員長の白川議員にお願いをしております。
よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員会副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） 別紙、読み上げます。

.....

別紙

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題だ。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題だ。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請だ。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第11号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

.....

日程第26 発議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第26、発議案第12号、2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書を議題といたします。

提案者であります加藤学君から趣旨説明を求めます。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。

.....

発議案第12号

2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和元年9月25日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学

同 同 亀 尾 共 三
同 同 真 壁 容 子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙

2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書(案)

政府は予定通り2019年10月から消費税率を10%に引き上げようとしている。

実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いている。格差と貧困は拡大する一方である。

このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れない。「軽減」と宣伝されている複合税率による混乱も心配されている。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴である。「いま、消費税を上げる時なのか」といった声が大きく広がっている。

こうした趣旨から、下記のことを強く求める。

記

1. 2019年10月からの消費税10%への引き上げは中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

別紙を読み上げましたが、趣旨説明について簡単に述べさせていただきます。今回の消費税10%値上げ中止を求めるものは主に2点です。

6月議会の一般質問でも言いましたが、消費税を導入したとき、これは広く浅くということで消費税3%という形で導入されました。それが現在は10%にまで上げられようとしております。消費税というのは、そもそもがないほうが良いというのがこの税法です。特に消費税というのは、所得が少ない人にとっては所得のほとんどを消費に使う場合、それに全てにおいて消費税がかかります。特に今回10%になった場合、全体の所得の9%が税に持っていかれる、こういうこと

になります。ところが、所得が多い人にとってはそういうことにはなりません。つまり、低所得の人にとっては税が重く、所得の多い方にとってはそれほど重くない。これは完全に不公平な税率であると言われます。

そしてもう一点、これは前回消費税を5%から8%に値上げをした際、この値上げする際の14年のときには駆け込み需要が大変ありました。ところが、その後の落ち込みが現在までもまだ続いております。こういった状態の中で、特に消費経済が落ち込んでいる中で消費税を2%上げるということは、さらに経済に、特に消費経済において落ち込みが発生することが考えられます。このことについてどういうことになるか、これは全く予測できないというほか言いようがありません。

以上の理由から、今回の提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。発議案第12号、2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書、私は反対の立場で討論をします。

8%から10%への増税反対についての意見書は、これまで2回提出されています。平成30年12月定例議会開会中の12月19日に、発議案第18号として、消費税の増税の中止を求める意見書、平成31年3月定例議会開会中の3月22日に、陳情第1号として、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書として提出されました。本会議は、いずれも否決、不採択であります。

次に、消費税の流れをちょっと簡単にお話しさせていただきますが、これは野田政権下の2012年6月、2014年に8%、2015年に10%に引き上げる法案が提出されております。8月10日の参議院本会議でこの件について可決成立したところであります。その後、安倍政権下で8%への引き上げは予定どおり行われましたが、10%への引き上げについては2回延期されたところであります。2018年10月に、リーマンショック級のような状況がなければ2019年10月に消費税率を10%に引き上げることを国民に対し表明され、同時に軽減税率を導

入すると発表されました。そして、その準備が現在着々と進められているところでございます。

これによって社会保障、先ほどの白川議員も言いましたが、社会保障が昨年度33兆円でしたでしょうか、もう40兆円行くんじゃないかという話が出ております。その社会保障の充実、それから少子化対策、将来世代の負担軽減、そして財政再建などが進められる予定でございます。

以上のようなことを総合的に判断をいたしまして、私は反対の意見といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） まず、軽減税率について着々と進んでいるということですが、これも、これ着々と進んでおりません。きょうの日本海新聞にもたしか載ってたと思うんですけども、対象タクシーは運次第とかという記事が載っておりました。それからあと、現在、軽減税率に備えるためのレジですけれども、これの普及率が至っておりません。5割であるという話もありますし、3割まで行ってないという話もあります。それから、10月には間違いなくこのレジ届かないところが発生します。その結果、中には8%で計算して2%分は自分で自腹を切ろうかという、そういうような話も出ております。着々には進んでおりません。

それから、社会保障ですけれども、これに関してはいろいろな数字があって、適当な数字を示すことができないんですけども、これは前回の数字ですけれども、山本太郎事務所が出してる数字では、消費税分の84%が用途不明であったとかというような、大きなクローズアップされたような記事が載っております。また、それ以外においても、現在使われようとしているこの保障費ですけれども、実に使われ方が少ないというのが現実です。5分の4に関しては、結局は財建を立て直すために使われるのではないかと、こういうふうに言われております。そして、一番問題になるのが、本来、この社会保障費においてこれを消費税で賄うというこれ自体が多分間違いです。消費税で賄わない、そういったことを使うべきだということを指摘して、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

日程第 2 7 発議案第 1 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 7、発議案第 1 3 号、日韓関係の正常化を求める意見書を議題といたします。

提案者であります真壁容子君から趣旨説明を求めます。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第 1 3 号、日韓関係の正常化を求める意見書を提案いたします。

発議案第 1 3 号

日韓関係の正常化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

令和元年 9 月 2 5 日 提出

提出者	南部町議会議員	真 壁 容 子
同	同	亀 尾 共 三
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

——別紙の（案）を読み上げたいと思います。

別紙

日韓関係の正常化を求める意見書（案）

2 0 1 8 年 1 0 月に韓国の最高裁が韓国人の元「徴用工」への慰謝料支払いを日本企業に命じたことを契機に日本と韓国の関係の悪化が深刻になっている。

悪化の直接の原因は、安倍政権が「徴用工」問題という政治的対決の「解決」の手段として、対韓貿易規制の拡大をおこなったことである。政治的な紛争の解決手段として、貿易問題を持ち出すのは政経分離の原則に反するものであり、結果として関係を一層こじらせる結果になっている。

さらに根本原因としては、安倍首相が、9 5 年の「村山談話」、小渕首相と金大中大統領が発

表した98年の「日韓パートナーシップ宣言」で明記された「植民地支配への反省」の立場を投げ捨てる態度をとり続けていることがある。過去の植民地支配への真摯な反省の立場を土台にしてこそ、日韓両国間の諸懸案の解決の道が開かれる。

日本と韓国はこれまで密接な経済関係を持ち、ともに成長し、東アジア経済全体に欠かせない役割を果たしてきている。朝鮮半島の非核化、平和の課題でもともに重要な位置にいる。

日本海沿岸に位置する鳥取県では、韓国からの観光客の減で対策を迫られている。本町にとってもこれまで韓国国際交流員の配置、大学・高校生の相互訪問など韓国との交流を25年にわたって行ってきた。日韓関係の正常化は喫緊の課題だ。早期の正常化を心から求めたい。意見の違いがあるときこそ、相手の意見を理解することから始める外交力が求められている。

安倍政権においては、これまでの日本政府がとってきた植民地支配への反省の立場を堅持し、早期に日韓関係の正常化を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

ちょっとつけ加えさせてください。皆さんも毎日のテレビとか新聞で御存じのように、日本と韓国の関係がこれまでに悪化しているということで、胸を痛めてる人も多いのではないかと思います。その一方で、テレビなどでは一方的に相手側の批判するような意見が出てきていることは双方の国民にとっていいことではないし、一国民であると同時に、例えば地方政治に携わる自分として一体何ができるんだろうかと思って、考えた結果での意見書を上げようではないかという提案です。

ここでは、徴用工の問題では意見の違いがあることも知っています。今一番皆さんと共有したいのは、意見の違いがあるときだからこそ、話し合いの土台につくようなやり方で解決していこうではないかということ、これを地方議会から政府に提案しようではないかということです。

「意見の違いがあるときこそ、相手の意見を理解する」、この相手の意見を理解するところで一つだけ言わせてください。ことしの8月15日に文在寅大統領が光復節で挨拶されたときの話を覚えていませんか。これまで60年にわたる長い戦争の終結の日が1945年の8月15日だったと言ったわけですね。そのうちの60年間の約35年、1910年から45年ま

での35年間がいわゆる日韓併合で植民地となった時代だったわけです。この35年前の25年間のことも含めてるわけですよ。

一体何があったかという、明治政府から10年たってもう少したった1894年、日清戦争、それから10年後の日露戦争、これらが全て韓国の国民から見たら戦争状態だったということなんですよね。日清、日露で、日本人からしたら韓国の名前は出ていないけれども、その戦場となったのがあの朝鮮半島だったわけですよ。そこにかかわってたのが韓国の方から見れば、日清、日露で、両方にいるのが日本軍なわけなんですよね。この戦争の見方についてもこの場ではいろんな違いがあると思うんですけども、少なくとも相手を理解するというのは、今になって徴用工の問題を何で出してくるのかという方もいらっしゃると思いますが、韓国の国民にとってみれば過去の60年というのが全く戦争の置かれた状態で、身内ですね、親戚とか近所の人、地域の方々がこの犠牲にならなかったという人はいないというような目に遭ってきたということが親の代、祖父の代ですね、一世代前、二世代前に続いていたということが現実としてあるということ。私たちは受けとめる必要があるのではないかと思います。その上であれが侵略戦争だった。例えば日韓併合は合意だったという意見等もあると思うんですけども、少なくとも相手が声を出してくる状況とすれば、そういう中で声を上げてきているということは、私たちは歴史認識の上でつかんでおく必要があるのではないかと思います。

そして、互いに意見の違いがあっても、それを経済的なことでやり合ったりとか、民族の批判をしたりとか、そういうことではなくて、今、民間外交では南部町なんかでも行ってるような民間人との交流、自治体同士の交流が鳥取県知事も含めて始められてるときに、私たちは何よりもこれを応援するためには、一こういう公式な地方議会として声を上げていくことが大事ではないかと思います。文面についても非常に皆さんと一致できるのではないかと思います。努力をいたしました。どうか一致できますよう、考えていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 反対の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員から、意見の違いはあるけども話し合いの土台にしてという部分がありました。その部分は共感できるんですけども、早期に正常化を図るということはなかなか難しいんだろうなと思います。今の日韓関係はさまざまな問題、例えばレーダー照射問題など、さまざまな問題が重なり合って深刻な状況となっております。民間交流においては、韓流ドラマやK-POPなど異文化交流、自治体間交流などが盛り上がっていただけて大変残念なことであります。

さて、この意見書で安倍政権が日韓パートナーシップ宣言での立場を投げ捨てる態度をとり続けているという部分がありますが、あの宣言は過去の直視と未来志向という2本柱から成り立っております。日本は未来志向に重点を置き、韓国は過去の直視に重点を置いております。同じ山を見ても、見る位置が違くと違う山に見えてしまうんですね。これまでの日韓関係は他国と比べても異質な友好関係にあります。それは被害者と加害者という基礎石の上に成り立っており、両国は特に重要課題となっているものにふたをして棚上げをしてきた経緯があります。例えば徴用工問題にしても、日本側は日韓基本合意で解決済みと主張しているのに対し、韓国は全てが解決したわけではないと主張しております。慰安婦問題、教科書問題、竹島問題など、さまざまな摩擦が生じていますが、それらのルーツは全て韓国併合という韓国の出生における両国の認識の違いに端を発しております。

1910年の8月、大韓帝国は全ての権限を大日本帝国に譲渡すると宣言いたしました。なぜこのようなことになってしまったのか。日本がちょうど南北朝時代、後醍醐天皇が隠岐の島に流されるというあの時代、このころ李氏朝鮮王朝が誕生し、500年続きます。韓流ドラマでもよく見られますが、王様が最も望んでいたことは独立国としてアメリカなど世界の国々と交易することでした。しかし、世界の列強は独立国としての朝鮮を認めませんでした。なぜなら、清国の支配下にある、清国の一部として見られていたからです。19世紀はまさに弱肉強食の時代、この時代の波に朝鮮のみ込まれていきます。当時の王である高宗はロシアへ歩み寄り、力を持っていた妻の閔一族は清国の支配下を望み、何とお父さんである大院君は鎖国を主張します。さらに民衆でつくる政治結社一進会は、日本の保護を求めてきました。このとき、朝鮮王朝は内部崩壊が始まり、列強による干渉が激しさを増していきます。この時代、朝鮮を独立させることは生易しいことではありません。しかし、清国の支配から脱し、独立するチャンスと判断した我が国は、ついに清国、そしてロシアと戦い勝利します。1910年、500年続いた李王朝は、時代を生き抜くすべとして日本による併合を選択いたしました。

この併合をめぐり、今日、日韓両国の主張は対立しています。韓国は強制的に支配下に組み込まれ、国も文化も奪われたと主張しているのに対し、我が国は対等の立場で併合条約を交わしたと

しています。戦後というステージの中で、市民レベルの交流が始まったのは約30年前から、実はつい最近のことなんです。ソ連が崩壊し、何も言えなかった軍事政権から民主政権へと移っていく中で、これまでふたをして棚上げしてきたものがやっと今になって噴き出しているわけです。韓国がどのようにして生まれたか、いわゆる出生に関わること、両国の主張は大きく違います。しかし、この壁を乗り越えなければ真の友好はあり得ません。歴史は揺るぎないもの。両国にある膨大な資料を照らし合わせながら歴史の真実に正対し、主張すべきことはしっかりと主張しなくてはなりません。両国の未来を見据えた基礎づくりは今まさに始まったばかりであります。難産になっても新しい基礎石が生み出されることを期待しております。

この意見書の中腹、真ん中あたりに「過去の植民地支配への真摯な反省の立場を土台にしてこそ、日韓両国間の諸懸案の解決が開かれる。」とありますが、私の考え方とは大きく違います。こういった意見書を上げるべきではないという立場です。

最後、一言付けさせていただきます。合併前の1909年、先ほど民衆で組織する一進会があると申しましたが、一進会が我が国へ声明文を送っております。その声明文、少し、一部だけ読んでみたいと思います。

日本は清国と戦い、我々を独立させてくれた。また、ロシアという熊にのみ込まれるのを助けてくれた。韓国政府はこのことに感謝もせず、あちこちの国にすがりつき、ついに外交権まで失った。これも我々が招いたことである。今は韓国皇帝陛下と日本天皇陛下に懇願し、同じ一等国民として政府と社会を発展させようではありませんか。そして、一つの政府、合邦して一つの大帝国をつくるよう求めます。

私が何が言いたいか、議員の皆さんにはお察し合ってくださいと思います。以上、終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） こういう国の中での案に対して議員の皆さんと一緒に意見交換ができる場を持つというのは非常にありがたいと思っています。

それと同時に、先ほどの話の中で、この意見書を上げられないと言った白川議員の口からも、今の状態を憂いているということについても一致できるという点は、私の成果でもあります。

どうしても、先ほど言った、恐らく私、皆さんの頭を浮かべながら意見書をつくっておったんですけども、やっぱり「真摯な反省の立場を土台にしてこそ、」、「植民地支配」のここが、入れることによって皆さんともしかしたら一致できるのではないかなと思ったんですけども、今

乗り越えるべき、話し合いの中でも乗り越えていく立場に立たせると、今の安倍政権を、という国民の立場から見たら、乗り越えないといけない一番の場所だと思って書かせてもらったわけです。

今、白川議員がおっしゃるように、韓国併合が合法だったので植民地ではなかったというのが今の安倍政権の持っている意見、態度になるわけですよ。そこを話をしてくださったんですけども、1910年の韓国併合のときに合法的だったかどうかということですね。これを、例えばそのときに総理大臣なさって、韓国初代の総督府の、なった伊藤博文ですよ。よく知っている伊藤博文という方が、結局は朝鮮半島で暗殺されますよね。暗殺されるんですけども、その方が自分を振り返った本を書いているわけですよ。そのときにどう言ってるかということ、見張りを置いて、それは治安を維持するという立場で閣議、そのときの李氏朝鮮ですよ、そのときの閣議の中に日本のいわゆる憲兵ですよ、憲兵が入ってたわけなんです。それで、会議することを見ていて、ドアの近くでは、もし言うことを聞かなかったらどうでもいいということで、ドアの前におったということ書いてあるわけなんです。それと、もう一つは、そのときの特命大使の林権助という方が、我が70年を振り返るとということで、もし印鑑ついて納得しなかったらやっつてしまえということを書いたということも、この中で書いておるわけですよ。

こういうことが明らかになってることと、1910年までに、白川さんがおっしゃった閔妃殺害事件ですよ。要は妃殺しちゃうわけですよ、日清戦争、日露戦争の間に。殺しちゃうんですよ。これは知らなかったと伊藤博文逃げるんですけども、結局は日本軍がやったことなんですよ。それで、その逃げたときに何で起こったかということ、この1910年になる以前から外交権、財政権というのを全部日本の総督府という前身のところがとっておったわけですよ。言ってみれば1910年の韓国併合の時代は、もう韓国と言ってますが、その国に外交権や財政権、決定権がもう取り上げられていた状態での韓国併合が1910年に行われたということなんですよ。

それを言ってみれば、白川さん、今おっしゃいましたけども、安倍政権になぜこれを求めるかということ、いわゆるポツダム宣言ですよ。ポツダム宣言では、韓国が奴隷的な状況に置かれておったというカイロ宣言を實踐するという立場だったんですから、日本政府って、1945年の終戦時の日本政府はこれを認めたという立場なんですよ、国際的にも。そしたら、国際的にどうかということ、1910年ですよ、当時の国際的なことでも代表者を脅迫しての併合ないしは条約は無効だというのが、これは世界の到達点なんですよ。皆さんも想像してみたらわかるんじゃないでしょうか、あの韓国の問題そうですよね。清国に貢ぎ物をしなければ属国としておれなかつ

たあの韓国ドラマよく見ますよね。あの状況で対等に韓国併合に判を押すでしょうか。日本国民として、自分が日本国であることをやっぱりやめますわということをごれぐらい対等でそういうことが言える状況ってあるんでしょうか。これは歴史の事実として私は見ておかないといけないと思うんですよ。その辺のもし違いがあって勉強するというのでは、私も一緒に勉強したいと思う。やっぱり歴史の事実はどうかということ見ていかんといけんと思うんです。

その上で見れば、日本というのは、やはり自分たちには、今の世代には責任ないとおっしゃいますが、日本国としてはやはり朝鮮半島を侵略して植民地に置いてきたというのは、冷厳な事実という立場に私たちは立つべきではないだろうか。戦後の皆さん、教育は、そういう教育を受けてきたのではなかったでしょうか。私は、今それが安倍政権によってゆがめられてると思います。確かに自民党はできたときから憲法を変えて、なかなか、韓国併合は合法だったということ在国内では言っていました。でも、対外的には河野洋平さんから始まって、今回の村山さんにかわったときに、植民地支配という言葉を使っておわびを言ってきたというのが日本政府のあり方であり、言ってみれば彼らが1945年のポツダム宣言のもとに戻したと。国際的な地位を保てたのは、私はこのような宣言等があったからだというふうに考えています。そういうところはぜひ一致したいと思っています。

それと、もう一つ言えば、徴用工の問題ではけしからんとおっしゃいますが、徴用工は言ってみれば、侵略戦争と植民地支配の中のもので起こった重大な人権侵害の人権問題だと言われていきます。だとすれば、個人の人権は皆さんも御存じのように、人間の命は地球より重い。これはどういうことを言ってるかということ、幾ら国同士が外交保護権で双方が訴えるということをやめることがあったとしても、個人の権利として訴えるという権利は残っているのだと。人権問題では当然ですよ。国際的に政治の場所で救済されない人権があるとすれば、それは司法がやるんだというのが三権分立の立場ではないでしょうか。それを言ってみればわからずにやったのが安倍政権ではなかったですか。本来は嫌だと思っても黙っとけばいいのに、国を訴えてきたわけではない、民間の企業を訴えてきたものに対して国家権力の最高者が違憲と言ったわけですよ。これは私は総理大臣として日本国にふさわしくないと思うのは、三権分立に著しく足を突っ込んで、わかってやってるのだったら重大犯罪やし、わからなかったら即刻やめていただきたいという内容だというふうに思います。そういう点も一致できないでしょうか。

私は、そういう意味では、相手を理解するという事は、やはり歴史を学ぶことだと思うし、それは日本人で学ぶときも世界の歴史をどういうふうに見るかという点では、世界の歴史を正しく見ていかななくてはいけないのではないかとこのように思います。そういうことが今回の韓国間

題で投げかけられてると思います。

私は、さまざまな意見はあろうとしても、それをちょっと対話の中で解決していくべきであって、今回のように話し合いに応じないとか、貿易問題でそこに介入するとかというようなことやめるべきだということだけでも一致したいと思いますが、意見上げることにならないでしょうか。再度お考えくださいますように討論を終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に反対ですね。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。発議案第13号、日韓関係の正常化を求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

元徴用工問題で韓国最高裁が日本企業に賠償命令を出したことで泥仕合が始まりました。しかし、日韓両国は1965年に締結された日韓基本条約の付随協約により、日本が無償米国ドルで3億ドル、有償米国ドルで2億ドルの経済協力金を払うことで、韓国が日本に対する一切の請求権を放棄する、完全かつ最終的に解決された日韓請求権協定を確認されたところでもあります。また、日韓基本条約の交渉時に、日本政府は未払い賃金等の個人債権は直接個人に対して補償すると提案されましたが、韓国側がそれを断った経緯があります。条約締結後の個人補償義務は韓国政府にあるようでもあります。

日本が半導体材料の対韓輸出規制強化に出たのは、韓国の不正輸出が行われているということでもあります。これによって韓国は日米間で連携してた日韓軍事情報包括保護協定、GSOMIAを破棄し、朝鮮半島の非核化、平和の課題など、安全保障にも影響が出てまいります。元徴用工問題の影響は今、経済、安全保障、人権交流の領域に拡大している状況であります。

最近では、半導体材料の輸出規制をめぐり、日本をWTO提訴、オリンピック会場への旭日旗の持ち込み禁止の要請、福島第一原発の処理水を汚染水と呼んで外国に向けてあおり立てる始末でございます。いずれにしても北東アジアでの日韓関係の重要性を考え、両国政府は長期的な視点に立ち、真の国益とは何かを考え行動をしていただきたいと思います。

キャッチボールのボールは現在韓国側にあるようであります。きょう、私が昼の休憩に私のスマートフォンを見ましたら、文在寅大統領が日本に対する批判はやめると、パートナーシップとしてやりたいというようなニュースが入っておりました。

いずれにしても、以上のようなことを私は総合的に判断し、考慮し、反対の意見といたします。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この意見書についての反対討論がございました。最終的にずっと述べられて、最後には日韓がパートナーシップをとっていることを言ってるわけなんですよ。つまり、一体この発端は何があったかということなんですよ、賛成討論の中で最初真壁議員も言ったんですけども、つまり、いわゆる韓国の最高裁というんですか、一番上の裁判でこれは補償すべきだと、本人へということ払うべきだということ言ったのに対して、国同士の争いではなくて、本人のそういう当時働かされていることの賃金について払うべきであるということ言ったのに対して、一国の首相が、その訴えられた企業がですよ、いや、それはそうかということで反論するならまだしも、一国の総理が個人の争いのことについて、いや、そんなことはないということ言うこと自体がこれおかしいことなんですよ。

つまり、そこの根底にあったのは何かということ、いわゆる植民地支配がずっと続いていた、それは正しかったんだという、一国の総理がそういう認識を持っていることが事の発端の誤りだと思うんです。今までの政府の重鎮であった人が、これは誤りだったということ河野洋平さん、あるいは村山首相もそのことを認めて言ったにもかかわらずそういうことをやる。まさに本心の人権を無視したやり方、このことについては非常に私はおかしなやり方だし、批判すべきだと思います。しかも、訴えられた企業、そのことは過去には解決した分があるんです。それは企業のほうは、今の状況を考えれば、かなり戦中にそういうことをやったことに対しては補償しなければならぬということで補償したんです。今回も企業としては、今国際的な評判はと、企業の人気といいますか、企業に対する評価は非常に大事にしております。そういう中で、企業としても責任はとりたいということ思ってるんですよ。それを国のトップが抑えるというようなことをやるべきでないということは、まず申し上げておきたいと思います。

それで、そこで解決するためには、やはりきちんと外交として両国が、特にアジアの隣国同士ですから、そこはやはりお互いに両国の発展を願って話に応じて、いろいろ話し合いを持って外交の力で友好を深めていくこと、このことが一番大事だと思います。ひいては経済問題、いわゆる本人の補償に対して言ったことについてブレーキをかけたことによって、今まで日本、特に日本海側、ここは韓国とは非常に大きな経済的な発展を持っていたのが、ふたをしてしまったんじゃないですか。こういうやり方は非常にまずいですよ。だから私は正常化を求めていくこと、この意見書は十分に理解できるものだと思います。どうぞ皆さん、一緒にこの意見書を採択しようではありませんか。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第13号、日韓関係の正常化を求める意見書を採決いたします。
賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

日程第28 発議案第14号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第28、発議案第14号、安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を求める意見書を議題といたします。

提案者であります亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。

.....

発議案第14号

安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を
求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和元年9月25日 提出

提出者	南部町議会議員	亀 尾 共 三
	同	真 壁 容 子
	同	加 藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙を朗読いたします。

.....

別紙

安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を
求める意見書（案）

2019年9月11日、第4次安倍再改造内閣が発足した。安倍首相は「わが党の長年の悲願である憲法改正を、党一丸となって強く進めていきたい」（11日自民党役員会）と述べており、

悲願の改憲発議を目指して首相の側近を数多く配置した内閣改造と言われている。

2015年9月の集団的自衛権の行使を容認する安全保障関連法の改定後も毎年増え続けている防衛費は、2020年度概算要求では5.3兆円超で過去最大となった。この間、攻撃型空母の保有、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の導入、米国製戦闘機F35の100機を超す「爆買い」など、専守防衛では説明できない事態が続いている。このような状況での改憲の動きには多くの国民が懸念と不安を抱いている。

2019年7月に行われた参議院選挙の結果は、改憲勢力が改憲発議に必要な3分の2を下回った。これは「期限ありきの性急な改憲の動きには賛成できない」という国民の明確な審判だ。選挙後のアンケート調査（NHK世論調査2019年9月9日）でも、「新内閣が最も力を入れて取り組むべきこと」に対し、「憲法改正」を望む声は5%にすぎない。多くの国民は、「社会保障」（28%）景気対策（20%）を挙げている。

年金や、高すぎる国保の構造問題、医療・介護を巡る社会保障の課題解決は急がれている。格差と貧困の解消の課題も待たれている。地方においては、「地方創生」というものの、都市部との格差は拡大する一方で、人口減に歯止めがかからない現状も深刻だ。

今、政府のすることは、国民の声に応え、社会保障の充実と景気の回復に全力で取り組むことであり、国民から声も上がっていない改憲に邁進する時期ではない。

政府におかれては、国民の声を真摯に受け止め、改憲ではなく、社会保障の充実と景気回復に努められたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

.....
以上であります。

つけ加えますけども、安倍政権が内閣改造されました。つまり、このことは何かといいますと、今度の閣僚の名簿を見ますと、いわゆる靖国派、ずらりと自民党の閣僚であります。いわゆる靖国派というのはどういうことかといいますと、いわゆる戦前の天皇を中心とするそういう政治を何とか中心に据えたいというのが靖国派のグループの集まりです。

このようなことで改憲をされるのは何だろうか、目指すは何かというと、やはり戦前のような

ことをやるのが目に見えております。戦後あれだけ崩壊した、二度と立ち上げられないだろうと言われたような国の状況の中で、これだけ世界では経済大国と言われるようになった状況は何かというと、やはり新憲法のもと、戦争放棄、そして平和主義を唱えたこの憲法があるからこそここまで発展、来たのです。ですから、今憲法を変える必要は全くありません。安倍首相の狙いは、いわゆる憲法9条の中に自衛隊という隊を書き込みたい、このことが一番の狙いであります。

さて、自衛隊を書き込んだらどうするのかということは、つまり自衛隊はきちんとこれを一人の軍隊として認める、このことが根底にあるわけです。軍隊として認めたら、戦前のあのような悲惨なことは起こってはならないということから、非常に皆さん危惧されております。どうぞ、そのことからこの意見書に賛同いただくことをよろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、今言われました発議案第14号について、反対の意見の……（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 今、質疑です。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 済みません、大変失礼しました。板井です。私は、先ほどの発議案第14号の意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど読まれました意見書を3つに分けていきたいと思っております。

最初は、1行目から4行目までのところですが、第4次安倍再改造内閣が発足したときのこの日のことです。この日は、午前中に自民党の役員が決まりました。これは党、全部4役、これの総裁は安倍首相です。あと幹事長、総務会長、政務調査会長、この3人の党3役が決まったときに臨時役員会を開いて、新しい役員の皆さんに、首相ではなくて、自民党の総裁として発言をされた言葉です。都合よく党一丸となって強く進めていきたい、憲法改正をという一部分だけをって発言をしておられますけれど、これにあわせて、憲法改正には国民皆様の御理解が何よりも大切だということもあわせて発言をしておられます。その発言の中には、広報にも、国民の皆

さんの意見の集約にもしっかりと力を入れていく考えだということを経員の皆さんに伝達し、午後の自民党の安倍政権の新しい内閣が発足したわけです。ということで、まず上の段のほうは、ちょっと書いてあることが自分の都合のいいところだけをとって意見書として出しているところなんです。

次、2番目です。2020年、来年度の防衛費の概算の要求が出たことがここに書いてあります。これは書いてありますように要求額で5.3兆円、これは確かに事実、前年度に比べれば1.2%の増ということになっています。その内容の中を見ると、攻撃型空母保有と書いてありますが、これはたしかいずも、今のものを空母に改造していく経費、これ間違いありませんが、攻撃型ではありません。防衛型です。（「空母だよ」と呼ぶ者あり）空母でも防衛型です。その考え方は専守防衛にかかわることだということです。

それと、もう一つは、大事なところは、防衛力の整備の中に宇宙までやっていく。今、北朝鮮の出ているミサイルは、今、アメリカのほうまで飛んでいくことを、飛ばしていました。最終的には一度宇宙まで上げて、それから目的地に落としていく、そういったところまで今どんどん進んでいます。そういったところを防衛していく、そういったところ、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域における能力の拡大、それとこれに書いてあるアメリカ製のF-35、100機、確かに将来的には100機ということはありません。それは何か、今の日本が持っているF-15、これが全部で200機、沖縄を中心にあります。これは1972年につくられた防衛機であって、もう既に何十年、私が多分小・中学生ぐらいですからもう40年以上たっている。車だって長く乗れば新しい車にかえていきます。それは何か、もう直したくても直す部品もない、そういったような状況で今使っている。これを順次かえていく。最終的に100機と書いてありますけれど、2020年では6機分です。5年間でとりあえず40機ということまでは一応約束がしてあるようですが、それは決してアメリカのためではなくて、日本の飛行機がもう古いからかえていかなきゃいけないという、たまたまそういうタイミングにあったというだけのことであります。

次に、3番目です。このたびの7月に行われた参議院選挙の結果について、NHKのアンケート調査のことが書いてあります。私もそれについて調べてみました。確かにNHKの「NEWS WEB」という、調査をしているところがあります。このウェブを見ると、一番最初に出てくるのは「みんなの憲法 憲法について考えてみませんか？」というのが最初の題目で出てきます。このたび、参議院選挙が終わった後に調べた一番直近9月6日、ここに出てる分です。これは新内閣が取り組むべきことをNHKが、社会保障、景気対策、財政再建、外交・安全保障、格差の

是正、憲法改正、わからないの7項ですね、これをまず決めて、その方々に無作為で決めた方々全部で2,368人、回答が1,216人、51%の回答率です。その方に取り組むべきことを聞かれました。そりゃ私だってこの今言われたところからいけば社会保障や景気対策や、まずはそれ言うのが当たり前だというふうに思います。ただ、その中にあっても5%の人が、憲法改正が一番だよと言っておられる、こういった方がおられると、それだけでも私はすごいなというふうに思います。この調査はこのときだけではありません。毎月行われています。一回ホームページで調べてみてください。ずっと下がっていくと毎月の分が出てきます。

この安倍政権に取り組むべき課題というのは常に出てきていますが、それとあわせて最初の題目にありましたように、憲法改正の議論を進める必要があるかどうかということも問うてます。それと、例えば憲法改正は必要かというところも問うてます。こういったものを見ると、憲法改正の議論を進める、憲法改正は必要かというところを見ると、大体半数半数です。ただし、わからない、どちらとも言えないというのが、同じような数が出ています。

確かに憲法改正というのは非常にわからないし、その必要性についても、安倍首相が言われるようにまだまだ国民的議論が必要である。安倍政権も長くてもあと2年しかありません。これで決めることができるかどうかはわかりませんが、一歩でも前に進めたいというのが安倍首相の考え方です。願わくば改憲もしたいという気持ちは確かにあると思いますが、これからどんどん国民と対話、そして国会の中でも議論をしていただき、この必要性が認められれば3分の2国会議員がなくても賛成多数、そして国民投票に持っていく。国民投票まで行く以上は、絶対にそれが達成できるという自信がないと、さすがの安倍さんだってやらないと思います。

そういったことからして、改正については、やはり議論は必要であるという、私としての最終的な考え方です。社会保障は、あと5日後に上がる消費税、社会保障と税の一体改革、これによって進められ、保育園の無償、そして経済的に大変な方の高校生が無償、大学まで及ぶほどの予算をできる限りつけていく、少子高齢化、そして社会保障、高齢者の方への保障、あとは借金を少しずつ返していく、そういった税の一体改革を進める消費税2%アップです。そういったことも含めて、この発議については反対の立場の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 発議者であります私のほか提案しとって賛成というのはどうか思うんですけども、私は今、先ほど反対討論がありましたことについてちょっと討論します。

まず、日本国憲法というのは、一番の目的は何でしょうか。それは権力者の範囲を縛るという

ことなんですよ。いわゆる権力者の一番のトップに対して、やったらいけないという枠をちゃんと決めるということなんです。しかし、私は言うのはそういうことなんですよ。

ところが、先ほど反対討論であったですけども、安倍晋三氏というのは内閣総理大臣なんだけども、党首であるということなんです。これをごっちゃにされて言われるんですよ。党首であっても、しかし、総理大臣というのはいわゆる国家の、国の一番の権力者なんですよ。それを縛る本人が憲法を改正するなんていうことを大言壮語に言うこと自体がこれ憲法違反なんです、言えば、外れてるんだから。そして、その中でつけ加えて言われたんですけども、国民の声を十分に聞くということなんです。国民の声を聞くであれば、今のアンケートでは国民が憲法改正を望んでいないわけなんです、アンケートによれば。もう半数以上が憲法改正には反対なんです。そういうことであれば第一にみんなの思い、意見を尊重するというような、やめるべきじゃないですか。にもかかわらず、まだ憲法改正を党是としてやるんだというようなことを言っておられるんです。

それから、2つ目なんですけど、防衛費、これ私は丸裸でいいとは言いません。しかし、何で莫大な軍需をアメリカから買って国を守らなきゃいけないんでしょうか。今の世界の情勢を見てください。それは部分的には今、イラクとあそこが石油のことやってるんですけども、アジア全体を見てください。北朝鮮も今アメリカとトップ同士で会談を進めようとしております。1回やりましたけど、今度もまだはっきりと決まってませんけども、やろうじゃないかという空気なんです。そういう状況の中で日本がどうして、今攻めてくるというような状況でもないでしょう。そりゃあ前もって装備することも必要でしょうけど、余りにも軍事大国になり過ぎじゃないですか。いわゆる爆買いで、しかも空軍機が、戦闘機が古くなったから買いかえるんだというんですけども、果たしてこのようなことにお金を使っていいんでしょうか。今、あの東北の震災、そしてまた千葉のあの豪雨、こういうところには率先して金を使うべきだないですか、こういうお金があるんなら。

私は、国民を無視したやり方、このようなやり方、こういうやり方をやっておきながら憲法を変えるなんて、一番国の大もとである法律を変えるというようなことをやってはならない、まさに憲法違反を本人がやっておきながらやるようなことは、ぜひこれは慎むべきだと思います。ここにも表題に書いておりますように、「社会保障の充実」とか「景気回復」を図るということが、今日本で一番大事じゃないんでしょうか。そのことを皆さんも御理解いただき、この意見書に賛同していただくことを重ねて申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に対して反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。発議案第14号、安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

安倍政権下での改憲に反対とは、他の政権では可ということでしょうか。現行憲法は、敗戦後、連合国軍総司令部、GHQですが、最高司令官マッカーサー元帥から指示を受けた政府が、GHQと折衝を重ねて草案を作成し、議会が修正を加え、1946年11月3日に公布されました。1947年の5月3日に施行されております。施行から72年、国会も日本の現時代に合った憲法論議をすべきではないかと私は思います。各党がそれぞれ対案を出し、審議すべきではないかと思ひます。

これ板井議員も先ほど話しされましたけども、国会議決は総議員の3分の2以上、そして国民投票で有効投票総数の2分の1以上で憲法改正が成立されます。大変高いハードルだと思いますが、防衛費については先ほど提案者が言われましたけども、現在の世界情勢を見ますと大変いろんなことが起きております。こういう情勢に鑑み、憲法に沿った最低の防衛整備として国民の安心・安全を守ることは大事な要素ではないでしょうか。

社会保障問題ですが、日本は今後ますます少子高齢化が進み、働く世代が減少し、その結果、財源不足が発生し、今の社会保障は維持できない状況でこのたび消費増税がされるわけでございます。

以上のようなことを総合的に判断して、私は反対の意見といたします。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案をぜひ採択したいという立場での討論です。

最初に、幾つか板井議員のほうからこの文章のところが違うのではないかという点があったのと、先ほどの井田副議長のほうから安倍政権下だったらいけなくて、ほかの政権だったらいいのかとすることについてもしておきたい。まず、井田副議長の言われた安倍政権下での改憲には反対だけど、ほかではいいのかって理由が2つあるんです。

一つは、過去2回、野党と一緒に野党共闘で選挙したときに、今の日本の野党共闘、野党だけれども、世界と違う共闘が結んでるのは、一部の保守を巻き込んだ方との共闘が実現してるということなんですよ。そこでは憲法を変えるということに賛成の方もいらっしゃるわけですよ。例えば環境条項を入れたほうがいいのか、教育の問題で、無償化では憲法変えたほうがいいのかでは

ないとか、今、いわゆる性のマイノリティーの問題でも憲法変えないとできないのではないかという方もいらっしゃるわけですよ。そこで話した野党の到達点が、今の安倍政権下での憲法には反対しようということと一致してるというのが一つです。

それと、もう一つは、この7月に選挙がありました。そこで回って、町民の方と話したときに痛切に感じたことです。町内で誰が見ても、テレビで見てもわかるという、歴代の自民党を支持なさった方がどう言われたかという、自分はもう歴代、家族も含めて親戚もずっと自民党だと、南部町では知らない人がいないぐらいの自民党の方ですけれども、この方が、以前にまるごうの前で私たち、安保法制ができたときの2015年でしたっけ、そのときに署名をとってたんですね。そしたらその人がぱっと寄ってこられて、これには反対だから署名すると言われて、私も一瞬あっと思ったんですけども、非常に危惧をしているということで署名なさってくれた方なんですよ。

その方が今回どう言われたかという、ずっと歴代の自民党は、自分の知ってる自民党、自分の親も自民党ですけども、自民党は、いわゆる自衛隊ができたけれども、憲法9条のもとでは専守防衛ですよ。集団的自衛権の問題で海外には行けないんだと、このことをずっと党是としてきたはずだし、自分たちもそう思ってきたと。それで、揺らいだのは、いわゆる安保法改定の人にこれでいいのかと思った。そのときにテレビに出てたコメンテーターの青木理さんという方がいらっしゃる、ですよ。その方が集団的自衛権の話をしていて、この人の本を読んでもよと思った。一番のきっかけは、今の安倍政権と今までの自分が応援してきた自民党と違うのではないかと思われたそうなんですよ。それで、話して下さったのは、その青木理さんの本を読んで、今の自民党の安倍政権がどういうふうに動いてるのかよくわかったと。私におっしゃったのは、背景は日本会議だとおっしゃったんですよ。

亀尾議員も先ほど言われましたけども、今回の閣僚20名のうち、最低12名でしたっけ、もったですよ、18名でしたっけ、公明党の方を除いて、あと1人除いて、日本会議ですよ。この日本会議というのは、皆さんもインターネットで調べたらわかるけども、いわゆる日本での一番の保守組織ですよ。憲法改正を是として旭日旗を崇拜して、いわゆる私たちから見れば、歴史の立場は国際的に見たら歴史修正主義ですよ。自分に都合の悪い日本の歴史はなきものにしようという立場で、とても国際的には受け入れられないと思うんですけども、そこを引き継いだ方が今、安倍政権にいる。だから皆さんも思われたんじゃない。なぜこの人が閣僚に入るのかなという方ですよ、見てもらうとわかりますが、皆、日本会議ですよ。それで、そこで起こってるということです。

もう一つ、党一丸となって強く丸めて、安倍首相は、総裁だけど首相ではないというんですけども、これはもう詭弁で、どう言おうが先ほど亀尾議員の言ったとおり、総裁が首相になるという第一党の自覚があるのであれば、憲法問題をどう扱うかということは考えるべきですよ。もうその浅はかさが国際的にも大きな混乱をもたらしてるし、国民にも不幸をもたらしてると思うしかないと思うんです。

それと、攻撃型空母の点でいえば、防衛型空母と書いてある新聞があったら見せてほしいんですよ。聞いてますか。防衛型空母いずもって聞いたことないんです。あったら訂正します。持ってきてください。板井議員、聞いてますか。自衛隊の方いらっしゃる、空母というのは何を乗せていくんですか。何を乗せて、どこにどういう目的で行くんですか。私、戦争好きじゃないけども、それぐらい知ってますよ。それにはっきりと新聞には攻撃型空母って、だから問題になったんですよ。その辺ですよ、もし防衛型空母でいずもだというんだったら見せてほしいです。

それと、もう一つは、NHKのアンケート調査は自分の都合のいいようにとるというんですけども、私、聞いてて、あっ、どっか間違ったのかなと思って、間違いがあれば訂正しないといけないだろうと見てたんですけども、アンケート調査結果で事実を取り上げているのであれば、やはりそういう批判は当たらないと思うんですよ。当然自分に、私たちが主張するときにはアンケートもどこを使うかっての当然で、数字の間違いとかあったらいけないと思いますけど、そういうことはあえて批判するというのはおかしいのではないかというふうに思うわけです。

そういう意味でいえば、皆さんはどう思っているか知りませんが、今回のいわゆるイージス・アショアの問題とか、いずもを空母化することとか、それとか100機を超す飛行機を買いますよと約束してきたと。そのうち何機でしたっけ、日本の名古屋のどこで、小牧基地つくったんですよ。ところが、1機アメリカから買うより部品をそろえて日本でするほうが高かったものだから、アメリカから買いかえることにしたというのも新聞出ていましたよね。結局はアメリカと買うというシステムが維持されたままで、100機を超すいわゆる戦闘機を買うことになるわけですよ。戦闘機そのものが攻撃型になってきますよね。そう思いませんか。そういう事態が続いているということです。

私が一番皆さんと一緒に考えたいと思いたしたのは、今、先ほどの韓国の例とかありますが、例えば韓国の次の閣僚に誰なるかということをもスコミでわあわあ言っていますが、今、例えば10月から消費税が上がる問題とか、日米FTAでトウモロコシを二百何万トン買うという問題とか、いっぱい審議せんといけないことがあるのに、韓国の問題をテレビで報じることによって日本の政治がどうなっているのかということはおかしいと思いませんか。私は今、安倍首相がやろ

うとしているのはそういうことかなと思っちゃうんですよ。

これをやはり戦前の歴史に翻してみたら、よくやりますよね。内政に、国内の問題に不安があるときにはどうするかとって、国民を放っておいて外国との戦争に行くときの大きな一つの特徴が、外国に仮想敵をつくって、そこを批判することによって国民をあおり立てる、これ戦前で起こったことですよね。例えば歴史学者で評論家の半藤一利さん、知らんか、このことを厳しく批判しています。今の時期というのは、残念ながら、取り越し苦労だったらそうでもいいんですけども、今まで見てきた中でも最悪の事態だと私も思っています。皆さんそう思いませんか。よその国のことは言うけれども、自分の国のことはほっといてということですよ。

それで、総選挙ではどうだったかといいますと、憲法改正と言いますが、実際、憲法改憲派は18%ですよ、投票率が低かったということあるんですけどね。

それと、大事なことは、憲法を変えようと言いながら、さきの参議院選挙では憲法を変えようということで認められなきゃならない3分の2切ったんですよ、改憲派が。それは前回の総選挙では8割を超すという改憲派がいたことから見たら後退ですよ。そうやすやすとは憲法を変えられない。なぜかという国民知ってるからですよ、何のために変えようとしているか。憲法9条を変えようとしてるということを国民は知ってるんですよ。

今、皆さんはどう思われてるか知りませんが、国民の方々と話してほしい。確かに板井さんが言ったように憲法の論議はしてもいいのではないかということが半数近くあるのと同様に、急いで変える必要はないということも多いんです。私は、やっぱり捉えなければならないのは、今の安倍政権下で急いで憲法を変えることはないというのが国民の大半の声であり、町民の声だというふうに感じています。そういう点でいえば、ぜひとも一緒にこの声を上げて、そうじゃなくて、もう社会保障と景気回復のためちょっとお金使ってくださいという声を地方からも上げていこうではありませんかという呼びかけです。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第14号、安倍政権下での改憲に反対し、社会保障の充実と景気回復を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対がございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

日程第 2 9 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 9、議員派遣を議題といたします。

会議規則第 1 2 7 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思っております。お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第 3 0 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 0、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査の各特別委員会の委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 4 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議なしと認めます。これをもちまして令和元年第 4 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 3 0 分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） ここで一言御挨拶を申し上げます。

令和元年9月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月5日に開会以来、今日まで21日間にわたり、平成30年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、各条例及び令和元年度一般会計補正予算が上程されました。

また、9月9日、10日には、10名の議員が町政に対しての一般質問を行いました。議員各位におかれましては、提案されました重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切、妥当な結論を得ることができましたことに対し深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長を初め、執行部各位におかれましては、成立いたしました議案の執行に当たり、予算決算常任委員会等での議員からの要望、意見を十分に尊重されますよう強く希望するものであります。

さて、一日一日と秋の気配が漂ってまいりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙なことと存じますが、この上もなく御自愛くださいまして、町政発展のため御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。どうも御苦労さんでした。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） お疲れさまでした。9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月5日から本日まで21日間にわたって開催され、平成30年度決算、令和元年度一般会計補正予算など21議案について御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

9日、10日両日には、10名の議員の皆様から23項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴いたしました。高齢化と人口減少が進む社会にあって直面する課題の議論だったと思います。特に免許返納後の高齢者の移動手段をどうしていくのか、また、公共施設、特に病院経営や上下水道経営について御質問を賜りました。いずれの課題も時間の余裕は多くはなく、町民の御理解をいただき、スピード感を持った対応が求められています。議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思いますが、私の勉強不足の面も多々あると思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

次に、法勝寺高校跡地でくみ上げた温泉分析書が本日届きましたので、この場をかりて報告いたします。温泉名は、法勝寺温泉と命名されました。泉質は、ナトリウム炭酸水素塩、硫酸塩温泉だそうです。温泉の効能ですが、一般的適応症としては、筋肉もしくは関節の慢性的な痛みまたはこわばり等、広く効能があるようございます。また、この温泉特有の効能としま

して、泉質別適応症としては、切り傷、末梢循環障害、冷え症、皮膚乾燥症、鬱状態との表記がございました。後ほど議会事務局での閲覧に供したいと思います。まずは議会を初め、町民の皆様、そして関係者と温泉掘削の成功を喜びたいと思います。改めて町民の皆様の健康維持・増進、そして集いの場としての利用できますよう、J O C Aとの連携をさらに進めていきたいと考えております。

来週はもう10月を迎えます。今後、1日ごとに秋が深まってまいります。どうか議員の皆様に御自愛の上、お過ごしとなりますようお願いを申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。
